

日程第1 一般質問

2番 高橋昭夫

- (1) 若者定住促進対策とその独自性について
- (2) 国旗と国歌についての村長の認識は

1番 中塚礼次郎

- (1) 農業用機械による、走行・農作業時の事故防止対策について
- (2) 保育料の無料化と定住促進について(子育て支援策)

7番 湯澤賢一

- (1) 中川村役場の職員数に無理はないか。また行政サービスは従来通り行えるか。
- (2) 中川中学校では柔道が取り入れられるが、その安全対策について
- (3) 予算の編成過程が分かるようにすべきではないか

5番 村田豊

- (1) 美しい村中川の婚活イベントの開催で人口増を
- (2) 食育の推進で美しい村健康の村を目指したら

出席議員(10名)

- 1番 中塚礼次郎
- 2番 高橋昭夫
- 3番 藤川稔
- 4番 山崎啓造
- 5番 村田豊
- 6番 大原孝芳
- 7番 湯澤賢一
- 8番 柳生仁
- 9番 竹沢久美子
- 10番 松村隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	松村正明	総務課長	宮下健彦
会計管理者	宮澤学	住民税務課長	北島眞
保健福祉課長	玉垣章司	振興課長	福島喜弘
建設水道課長	鈴木勝	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長 中平千賀夫
書記 松村順子

平成24年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成24年6月12日 午前9時00分 開議

○事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 　おはようございます。
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
日程第1　一般質問を行います。
通告順に発言を許可します。
2番　高橋昭夫議員。

○2番 　(高橋 昭夫)　私は、通告をいたしました2点について、1つは、若者定住促進対策と、その独自性について、それから、国旗と国歌についての村長の認識ということでお伺いをしたいと思います。
初めに、まず、その産業振興っていいますが、今さら企業誘致はという声もありますけれども、逆の声もある、こういうことで、ハード的な企業誘致は難しいわけですが、ソフト面で魅力あるものの誘致は欠かせない、これは、他市町村に、いろいろとめぐらせてみますと、地元雇用の継続というものを重く見て、トップダウンセールス、それ、また、そうでない形におきましても、積極的に進めているケースが見られます。開かれた方策をどう考えておられるか、村長に、まず、お聞きしたいと思います。

○村長 　ご質問をいただいたところで、ハード的な企業誘致とソフト面で魅力あるというところが、ちょっと想像でご返答申し上げますけれども、ハード型の企業じゃなくてソフト系の産業であればどうかというような、その誘致の仕方がハードかソフトかということじゃなくて、企業の業態がハードかソフトかというふうなことであろうというふうに理解をしましたがけれども、ただ、どちらにしても、ソフト的な企業っていうと、例えば、何ていいますか、販売、スーパーマーケットとか、そういうものがソフト的なものとして考えられるもので、最近ちょこちょこ話題になっているのは、そういうことかなというふうに思うところでございますけれども、なかなか、今のこの経済情勢の中でですね、1つは、基本的に難しい部分が大いということと、それ以上に、よくあるのは、その優遇制度を設けて、いろいろな環境整備なんかは行政のほうでして、そして、そういう外部資本が入ってきたけども、しばらくして余りうまくいなくなると撤退をされてっていうふうなことで困ってしまうというふうな事例もいろいろあるかと思えます。
ソフト的な部分で言うと、特に最近では、時々大手のスーパーの進出みたいな話があるわけなんですけれども、そういうものについても、それが入ってきたことによって

地元のお店が立ち行かなくなって、そして、なくなった後に、その大手までがですね、しないということで出ていって、本当に地域全体が買い物弱者の地域になってしまうというようなことも聞いております。

ですので、外部資本に頼るっていうことよりも、繰り返しいつも申し上げています中川村のよさとか中川村の可能性を生かした形でお金も回っていくような形にしていけば、私たちがここで頑張るといふふうなことによって、そういう外の人が入ってきた出てきたというふうなことで振り回されることのない、しっかり地に足のついた形で、雇用、若い人がいられるような環境づくりができるのではないかとこのように思っているところでございます。

決して、外部資本を断るとか、拒否するという内容は全然ありませんし、そういうものが来ていただけるのは、本当、ありがたいことだと思いますけれども、そのこと以上に中川村の中から村のよさを生かして、よし、ひとつやってやろうというような形が増えていくことが理想ではないかなと考えるところでございます。

○2番 　(高橋 昭夫)　私、ハード、ソフトという、ちょっと書き込みをしましたけれども、村内を回りますと、もう、箱物の従来の企業誘致は、そういう時代は終わったという声が大きくあります。私も、そう思います。この中川村の環境に恵まれた自然、それを大いに守って、それにふさわしいような魅力的な、あるいは在宅的な、そういう事業っていうか、そういう展開を希望するという意味において、今、村長、申されましたけれども、前向きに、企業はだめだと決めつけずに、窓口をもってということですが、この企業、ここへ事業をというようなときは、受け元といたしますか、どこが対応されているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○振興課長 　商工業につきましては振興課の商工観光係のほうが所管しております、そこが窓口になると思います。

○2番 　(高橋 昭夫)　これからの質問の中には、それが続くわけですけど、私は、よそから、外から中川村に目を向けて、定住、あるいは事業展開をするという折に、その対応というのは、すごく大事だと思います。それは、そういう内容にして、ここはだめですとかいう返答をするのではなくて、そのものの、その迎え入れてくれる方、あるいは会社が、どういう目で、この中川村に足を向けたのか、そうしたことを十分吟味したり、そのことの精査が次の事業展開に続いていきますので、そのことは大いに前向きに、それから、親切な対応というか、そういう形をお願いしたいと、こう思います。

下条などは、ああいう山深いといいますが、ありますけれども、去年の暮れには大きな箱物の企業誘致をなされて、40人、それが大変調子がいいと、こういうことで、今年、加えて40、80、そういう工場もあるということをお聞きしますと、やはり、どこもかしこもといいますか、景観も加味しながら、そういうものもあれば受け入れると、こういう姿勢が大事じゃないかと、それから、豊信合成ありますが、これが大きな、そして、私どもも期待をしなければいけないわけですが、以前に、そうした職場を回る、これは大変参考になることが、ヒントが見られているんじゃないかと、

それから、若者意識調査をやる方がいいんじゃないかという提案をさせていただきましたけれども、この豊信合成は、今、何人ぐらいの勤めがあって、どの方面からの勤めの方が多いか、課長、ご存じでしょうか。ちょっとお聞きしたい。

○振興課長 豊信合成さんも、ひところは140人ほど、有従業員がおられたようですけれども、現在は100を切って80何人だったかというふうに記憶しておりますけれども、正確なところは掌握しておりません。

それから、豊信合成は昭和49年に中川村へ入ってきたわけなんですけれども、当初は、中川村村内からのお勤めの方が多かったわけなんですけれども、逆に、現在は、村内からは少なく、近隣市町村から来られている方が多いように伺っております。

○2 番 (高橋 昭夫) 今、お話ありましたように、約90人という数字だそうであります。そして、どちら方面というのは、下伊那が大変多いと、こういうことで、中川村の企業の誘致をするということよりも、隣接する松川町に、仮にですけれども、飯島等々に、そこに働きに通勤をする、そして、ここに、生活の陣地はここへ持っていただくと、これもいいことでありますが、そうした方のお話を尋ねてお聞きをしてみますと、豊信合成総務課に勤務の方は、駒ヶ根の福岡に勤められて、企業誘致というか、そういう形のものは、もう、不可能かというようなお話をお聞きしてみますと、実は、駒ヶ根の福岡にも、その農地の、この農地がなかなか厳しいから、そういうところに何か企業が迎えることはできないかというようなことを、地権者が集まり、そうした中で、工業団地といいますか、最近、しょうゆですか、そういう工場が誘致をされたら、こういうことがあります。

先々、中川村の中の事業者、大変多くおります。そういう向きの目というものを貴重にとらえて、あちこちの事業者に、その中の内閣を、話の中で貫通をし、次期の判断材料にするということは、大変大事じゃないかと、こう思います。

中川村に住みたいと訪ねる方が多いとお聞きします。何を求めて、そして、ここにしかないものといいますか、どういう把握をされておりますか。つまり、若者が、その定住をするという形のものの決断といいますか、そういう色素というものは、どこにあるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○村 長 人それぞれ、さまざまかとは思いますけれども、お話を聞いている中では、やっぱり住みやすさというところが多いんじゃないかと思います。それは、1つは、気候風土というところで、夏は涼しくて、それで、冬も、そんなに雪は降らない、景観もすばらしいと、それから、よく言われるのは、何ていうか、雰囲気オープンというか、結構、その、いろんな、割といろんなことが自由にできる雰囲気があるというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいましたし、あとは、下伊那から見た方の中には、これは特殊な事例かもしれませんが、赤ちゃんがもうすぐ生まれるので、ぜひ、助産院で産みたいので、上伊那で、その中で特に中川村がいいんだというふうなことをおっしゃっていた方もいらっしゃいました。そういうふうな村のよさというふうなことは、今後も大事にしながら、入ってきてくださった方が来てよかったなというふうなことで、その人の仲間が、また来てくださるようなね、そんなふうな、

辛づるじゃないですけども、口コミで広がっていくようなことになればありがたいなと思っておりますし、また、実際、そんなふうな雰囲気、その、だんだんお仲間みたいな方が、また、訪ねて見えて、気に入って、村で住めるところを探すというふうなお話もお聞きますので、ありがたいことかなというふうに思っております。

○2 番 (高橋 昭夫) 私も、村内をあちこちに回り、最近、入られた方、2～3年経過をされた方にお聞きをしてみますと、どうも、その中に傾向を見るのは、まず、そのヒントとして、土地の評価額、これがほかのところよりも大変低いと、これが大きな魅力だということと言われる方がおられました。そしてまた、子育て支援、村長も前向きに努力されておりますけれども、勤めをしながら、子どもが本当に安心をして、そういう部分に力を入れてもらう村という探しでいきますと、中川村というところは、大変よいところだと、それで、村長、申されますように、この人、環境に加えて、人柄、人情、そしてあいさつができるという、その自然体というものが魅力があるんだと、きれいな水、きれいな空気というのも、下伊那、上伊那、どこも自然ですから、ですけれども、こういう工場、箱物のない、本当に残された金で買えない財産というものが中川にはあるんだと、こういう形で村に足を向けるっていう方が大変多いということをお聞きいただきました。ここに来ていただいた方が、アパートなりに住んで、その人たちが、また、どこかへ行ってしまおうというようなことのないように、やはり、そういう意をとらえて、魅力のある政策に、継続といいますか、つないでいただきたいと、こう思います。

それから、村の農地を探す若者が多いとお聞きします。

中川村は、特産はありません。しかし、南域、北域の中におけるあらゆる物がつくられる、そして、標高が河岸段丘により変わり、西東は土質が違い、光、風、さまざまに変化に富んで、そういう中で、面積を大とする農業経営でない、限られた土地に、ほかにはできない、その、俗に言う、高く売れるといいますか、価値の高い、そういう物に挑戦するにはいいと私は思っておりますので、そういう、皆、若い特に皆さんが、ここに陣地を構えて農業をやりたいという方がおられるということは、大変喜ばしいことだと思います。そういう方が来られた折、これも、先ほどのように、受けを十分に確かに持って、そういう人たちの真意を大いに聞き取る、そして、それが次につながる政策の基として大いにやってもらわなければいけないし、つながなければいけないと思いますけれども、そうした農業、そういう人たちへの対応というのは、窓口がどこに、それから、どういう対応をされているのか、余り長くないように、ひとつご説明いただきたい。

お願いします。

○村 長 若い方、本当に、ちょくちょく来ていただけるわけなんですけれども、そのときにネックになるのはっていうか、農地がということが言って来られるというよりも、家で住むところがですね、住む場所を探していると、それで、農業、半農半エックスという言葉がありますけど、農業もしたいという気持ちはあると思うんですけど、一番のネックは住むところなんです。だから、住むところをどう用意するか、そのことさえで

できれば、結構、村のうちには入ってきて、さらにたくさんの方が来てくださるのではないかなと、その方々は、何度も申し上げているように、地域と一緒に参加して、地域の中で頑張りたいというふうなお気持ちは持っていらっしゃる、ただ、なかなか、その村営住宅みたいなものは自分の好みではないとか、それから、価格的にも、もう少し安価に入りたいというふうなお気持ちがあるというふうなことで、ちょっと、きのうも、私のほうから提案とか問いかけとか、問題提起がないというようなご発言もありましたけども、私、この議会の中で、もう、再三再四、各地区に、そういう志のある方が入っていただける仕組みをつくりたいと思っているんだけど、どうかということをお願いしましたが、議員の皆さん方からは、残念ながら、お1人として、こういうふうにしたらどうかとか、その考えは違うぞとかいうふうなお考えも全く反応がなかったというふうなことがあって、大変残念な思いがしています。そういう形で、人じゃない、家を、住むところを何とか用意できれば、一番いいのは空き民家を利用するということですけど、なかなか、それは個人財産で出てこないで、そこをどう克服するかというふうなことが1つのテーマになってくるなというふうに思っておって、それが一番の若い志のある方に入っていただくことの課題だと思っています。

ちょっと、農地につきましては振興課長から状況をご説明させていただきます。

○振興課長

若干、その農地を探す若者について若干お話ししますと、これは、どうもテレビの影響なのか、村部へ入って有機農法で生活をしたいという若い者の問い合わせが一時期は多かった、こういう実態がありますけれども、必ず、その農業経験が全くない、今までサラリーマンだった方が、いきなり中川へ来て有機農法をやりたい、例えば、資金的なものも一切なし、技術もなし、設備もなしという形で、入って来られて、いきなり有機農法をやるっていうのは、なかなか難しいということでお話をしてきた、そういう相談者には、そういうお話もしたりして、事前に農家で研修を受けるなり、事前の準備をしてからのほうがよいというような対応をしてきた経過がございます。

それから、最近、そういう問い合わせがほとんどなくなってきています。有機農法を中川へ来てやりたいっていうのは、最近、ちょっと聞かなくなってきております。

それから、農地の対応なんですけれども、これは、もう、基本的には、これは、農業委員会等に関する法律、これによりまして、農地または採草放牧地の利用関係の調整、それから、農用地の利用の集積、そういったものについては農業委員会の所掌事務ということに、一つはなっております。そのために、従来から、農地の集積、移転や賃貸借権、使用貸借権などの権利関係の調整や農地のあっせんというのは、農業委員会から、以前から行われております。

それから、農地の所有者から委任を受けて代理して売り渡しや貸し付けを行う農地所有者代理事業っていうものもございますし、農地の所有者から農地を借り入れて農地の貸し付けを行う農地売買等事業、こういう農地利用集積円滑化事業と、こういうものが現在ございます。この組織としては、農用地利用円滑化団体として長野県農業

開発公社っていうものがございますし、上伊那農業協同組合も、それを行っております。

それから、南向片桐地区営農組合も農用地利用改善団体ということで、農家間の農地の貸し借りの調整を行っております。

こういった組織によりまして、農業の規模拡大を目指す方への農地貸し借りの実績も、現実的にはありますし、また、村内だけで賄えないような場合は、近隣市町村のこういう団体等と協力しても調整も行っております。農地を貸したい、あるいは借りたいという希望のある方は、農業委員会、あるいは農協の営農経済課、あるいは営農組合、振興課へご相談いただければという体制になっております。

○2 番

(高橋 昭夫) いろいろな、そうしたものがあるという、今、課長のお話のように、それは、あることは、多少承知をしておりますけれども、実績もあるというお話もありましたが、しかし、最近にある、そのヘリコプターと申しますか、柳沢の事故における、その後の農業耕作者の反応というものは、あのつながる、村長、一番ご存じだと思いますけれども、即座に、今まで何十年、40、60 というそのリンゴの木がずたずたと切られて、それも1軒でなく、あれで確認していいですか、お聞きしますと、4軒ぐらいが待たなしで切るという状況があります。ですから、私は、申し上げることは、やはり、そういう折に、ちょっと待ってと申しますか、そういう温かみと申しますか、そういう着手をするというか、反応を持つということがすごく大事なことで、生産者は、だれもいなければ、それは切って捨てると申しますか、しかし、それは草が大変ですから、そういう意味においては、そういう遺産じゃないけれども、財産というものを、農業における、この中川の果樹地帯というものは、大いに、その持続性を図る意味の対応というのがすごく大事になってくる、地区任せとか、そういう形も、農業委員会でもありますけれども、しかし、命断てば、これは、柳沢は、もう、リンゴの里として有名な歴史があるわけですが、今にして、何かずたずた切りますと、その下にまで及ぶような危機意識があるという、やはり、そういうときに打つ手を持ってやっていただくということ、それから、をお願いしたいし、それから、村長、先ほど申されたけれども、家という物はあるんですが、今——今というか、このごろ聞きませんが、通勤農業という形で、飯島なり松川から、ここの果樹園の、こういうものを持ってというのが、今、多少、その手で動けば、案外、それ、そういう方をつかむということではあるかと思えます。ですから、そこに定住して、ここへ居ついてほしいという願いじゃなくて、ここに来て、ここに地に触れ、果樹でも何でもいいですけど、農業をすることによってこのすばらしさを知り、そして、その中に、やあ、ここで住んでみるかという形につながるという形では、長期視点の中の、そういう動きというか判断が求められていると、このように思います。

私も、先ほど議員に諮ったけど答えはないと言いますが、私は、10年ほど前にここに来た若者が、私のうちに来て、そして、こうやっていたんだけど、ここの中川村が、当時の状況で、そうした果樹があり、農業をやりたいという形の受け手がいないという形で、今、隣接の町村に、立派に、その農業に熱意を持って、結婚をなされて

いますけど、私の目からすれば、適地適産に見合わない、声をかければここへ来てくれるというぐらいの中川の、このよい条件というものには、そういうさまざまの、ちょっと奥には持っておりますけれども、だんだんという、そういう空気を高めていくということがすごく大事じゃないかと思えます。希望いたします。

それから、アドバイザー、これは、きのうも、お2人の議員からも質問もありましたけれども、アドバイザーをお願いしての定着地域づくりといえますか、他人任せや計画が「絵にかいたもち」にならないためにも、住民の声や職員からの提案、あるいはアイデアをどう拾うのかという、どのように指導していく考えがあるか、私、ちょっと言いたいですが、先に村長に、その点をお聞きをしたいと思えます。アドバイザー。

○総務課長

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

昨日もご質問をいただいたところかと思えますけれども、まず、定住促進と地域活性化のための基本的な計画をつくりたいということでございまして、この手法としましては、まず、この中心、まとめになっていくところが、役場の中では企画委員会という組織がございまして、これが中心になるということと、手法として具体的な施策の研究、計画の原案づくりにつきましては、職員、職員といいますが、関係部署になります企画広報係、振興課の商工観光係と農政係の職員及びこの地域づくり等について意欲のある職員、そればかりではいけないかと思えますので、村長の指名によりましてワーキンググループを組織して、その中で検討を進めると、ワーキンググループでは、地域づくりにつながるアイデアですとか、地域経済の活発化につながる、そういったアイデアをまとめていく、これをですね、公募いたしました住民の皆さんによるワークショップで、具体的なものについて、それをテーマに煮詰め、話し合いをしていただくと、これで豊かなものにしていくというような手法をとりたいと思っております。

また、地区役員に、現在の地区の現在、課題についてのアンケート調査、今、お願いをしているところでありまして、地区の維持ですとか活性化について相談をしたいと、将来について相談したいという地区、将来像をつくるためのモデル地区をその中から選定をして、ともに考えていくというようなことで進めていくという考えであります。

地区の目指す方向としましては、地区住民の話し合いに、できるだけ年内に持ち込めるように進めていきたいということで考えています。

そういったことをやりながら基本計画を策定をしていくわけでありまして、定住化を促進したり、地域の活性化、この中では、具体的には地域資源を生かした産業に結びつくようなもの、こういったものが出てくるかと思えますので、こういった施策については、当然、予算を伴ってまいりますので、早いものでは、早い施策については翌年度に着手する必要があるかと思えますから、基本計画の成案については年内のうちに形にしてまいりたいというふうな手順で考えているところであります。

地域力創造アドバイザーにつきましては、大変経験があったり、経験があるという

のは、実際に組織化をし、それを幾つかの実践、実際のを積み上げ、そういう中で形にしてきた経験を持っていらっしゃると思いますので、ワークショップを進める中で、アドバイスを受けながら進めていきたいというふうに思います。出されたアイデアですとかを生かすとか、形あるものに提案するという段階では、こういった経験のあるアドバイザーの方の助言が非常にヒントになるというか、期待をするものでありまして、アドバイザーが、やはり主導をして、こういうふうなものをつくりましょつかいいうものではないと思えますので、あくまで、これは、ヒントなり助言をいただく中で、私たちが——私たちというか、職員や住民の皆さんのワークショップの中で具体化をしていくと、こういうのが主流になろうかと思っております。

○2 番

(高橋 昭夫) 今、私は、村長が答えていただけるかと思ったんです。っていうのは、きのうの4番、それから8番の方の質問にもありましたけれども、前の、この前の、去年なりのアドバイザーのときには、人選ミスですか、それはわかりません。しかし、そういう、ちょっと履き違えといえますか、あったことは事実ですね。ですから、そういう部分に行く、そうでない今回のアドバイザーですか、とは、直接にいろいろなトップとしての確認をされていると思うんですね。ですから、その部分のものは、ほかの職員ではわかりません。総務課長は、まあ、ご一緒なされたかもしませんが、私は、やっぱりトップが燃えて、そして、かじを切るんじゃないですけど、村長、言われたように、余り力むと逆に影響があるというお話も、そういうときには、そういう話しますけどね、内容的に、やはり、このものにおいて、アドバイザーにはアドバイザーのひとつのものを描いてくださるでしょう。しかし、職員が——職員がですね、村長がですよ、やはり、そのものに向ってのビジョンじゃないけれども、すごく大事じゃないかと、それで、この間の5月11日の講演会の折にも、その講師の井上さんですか、お話がありましたが、ポイントという項目の中における、100年先じゃないですけど、10年先じゃないけれども、先を読んで、将来ビジョン、村民すべてが共有をするというお話がありました。その中に、ビジョンがないと、こちらがですよ、向こうじゃなくて、ビジョンがないと戦力はつukれない、戦略がなければ戦術は検討できないと、こういうふうにあるわけです。ですから、先ほど申し上げましたように、任せればという形でない向きの、もっと、あの方には、それこそ期待をし、お願いをするけれども、それ以上に燃える職員のエネルギーが、これからの村おこしの原動力というのは、よく聞くことですが、そういう意味でいけば、私は、何ていうんですか、そのときにお話がありましたね、そういう形をこれからやるに、中川村には種はたくさんあると、自然、景観、あるいは歴史、産業、人、これは、役場に各課がありますけれども、その仕掛けというのは、仕掛けるのは村職員だというお話がありました。両輪の中における職員への期待感というの、それは、能力はたくさんありますから、積極的に職員の提案制度っていいですか、提案を、そういう場をつくってですね、アイデアに満ちた職場の環境づくりというのがすごく大事じゃないかと、こういう機会に、やはり職員の皆さんにもですね、大いに、そのエネルギーを燃やしていただいて、こうだ、ああだという形の、それが結果的にうまくいなくて

も、まず、母体であるここが、そういう向きに、おい、ちょっとみんなで知恵を出してくれというような村長の働きかけ、そしてまた、村長が目途とする向きのものは、上辺に出なくてもいいけれども、内輪においては大いに心技一体にして事を運ぶようなことも、ときとしてですよ、全部っていうのはだめだと思いますけれど、そういう動きを高く持ち合わせてやっていただくっていうことが私は大事だと思います。職員の提案制度といいますかね、そういう、やはり、こういう機会に、そういうものを、まあ、持ってみるっていう、そういうお考えは持たれませんか。お聞きしたいと思います。

○村 長 村の目指す方向性がはっきりせんとだめだが、それが無いんじゃないかというふうなご指摘ですけども、それは、もう、印刷物にてきちっと皆さん方にもお諮りをしていただいている第5次総合計画ということで、村の目指すべき方向、村の地域、地域で一人一人の元気が生きる地域づくりをしていくというふうなことで、細かいこともすべて書いておりますので、それが大きな方向性ということでございまして、第5次総合計画と違う方向をですね、今回はこっち、今回はこっちというふうなことじゃなくて、終始一貫して同じ目標を持っているというふうに考えています。

それから、先ほど総務課長のほうから申し上げましたように、庁内にワーキンググループをつくらせておりますので、そこで庁内からも、そして、村民の皆さん方からも、そしてまた、議員の皆さん方からもご意見、ご提言をちょうだいしながら進めていくという体制づくりを先ほどご説明させていただいたところでございます。

以上です。

○2 番 (高橋 昭夫) 5カ年計画、私も、きのう、つぶさに見ましたけれども、10年ね、それはあるんだけど、それは地震前でしょ？そして、また、その向きに変化がないという形の中ですし、それは、それで、村長は、そういうふうに考えていると思いますけれども、その変革じゃないけれども、地方のという形のもの、東京も、今、危ぶまれるという形があれば、こちらへ来る人が多い、リニアもある、あるいは、飯田線じゃないけれども、三遠南信もという形になると、伊那谷は大きく変わると、そして、私は、村の中を回ってみますと、この信州は日本のふるさとだという形の夜明けだというようにとらえる方もいます。そしてまた、ここは、信州日本列島、あこがれの場だなんていって言うんですけれども、そういうことを思いますと、ああ、将来に、これは期待をなされる、中川村も、この自然を、かえって余り動かさずに大事にすれば、本当に尊い所になるのかなあっていう魅力も感じるわけなんですよね。ですから、そういうところを、その、さっき言われる、その決めつけて、10年の計画といいますか、そういうものは基にはされますけれども、今、ここにして、どうだったらいいかという形は、担当の幹部の課長さん方、それから、職員もはせて、やっぱり、そういう機会っていうのはすごく大事だと思うんです。

きのうの3番議員が質問をなされましたけれども、それは、科目は違いますが、消防の訓練にというような形がありました。しかし、村長ね、やっぱり1ヶ月ごとの計画、あるいは予定とか、そういうようなかみ込というのは、幹部職員、あるいは、職

員も朝礼はだめだといいます——だめっていうか、そういうことは考えていないっていうことですけど、それを網羅して、みんなで一体をなして村を動かすと、そういう形のもので伝わって来ないんですけれども、そういう形での、本当に毎日がゼロ、ゼロ、ゼロぐらいの変化があるわけですから、それを前向きに、みんなで相談しようよと、そういうこと大事じゃないですか。お聞きします。

○副 村 長 今、ご質問いただきましたけど、村のほうでは、計画行政ということで進めておまして、先ほどの突発的にありました震災の問題等につきましては、あらかじめ総合計画なりへ盛り込むことは無理でございますが、長期のスパン、10年なりの総合計画、また、過疎計画に基づいた事業ということで事業を実施しております。

今回、ご質問のありました関係につきまして、アドバイザー事業でありますけど、ポイントを絞らして、若者定住促進と地域の産業の活性化という、絞っております。ポイントを絞っております、やらないということではなくて、逆にやるという意味で事業を進めるということでご理解をいただけたらというふうに思うわけであります。

また、職員のかかわりにつきましても、先ほど総務課長のほうからお話がありましたけど、全く分野外の方——分野外というか、携わっていない方々が、そこに入ってもらっても、1からの話になりますので、通常の業務ありますので、関係する部署を中心にしながら、また、村庁内の意欲のある職員に集まってもらって事業を進めるということでございます。

なかなか、日ごろやっていることの意欲が伝わらないということでございますが、さあ、看板をしょって、これをしていきます、これをしていきますっていうことには、なかなか得ないと思いますので、通常の業務をこなしながら、事業については進捗をさせていくという取り組みをして、職員にはいてもらうって思っております。

○2 番 (高橋 昭夫) 今、提案制度っていうこと、提案をさせていただきましたけど、それにかわるものがあると、そういう形であればいいんですけれども、私、上下伊那、いろいろ、ちょっと当たってみますと、それぞれに5カ年、10カ年、展望、その基本というものをつくられております。しかし、最近において、あるいは今年において、去年において、提案制度を、それにつくり、それに基づいて動くという流れがありましたので、そういうのを大いに参考にさせていただくと、こういうことが大事じゃないかと、こういうことであります。

村内へ定住した人に総合的対応できる定住促進室というのは、これは、行政というのは、何としても、この縦割りなものですから、いや、ここの分野は、あそこへ行ってください、ここは、いや、ここへ戻って、もう一度聞いてくださいとか、やりとりをしていますと、なかなか、そういう重さというのは、入ってきた人には印象がよくありませんので、くたびれて帰っていってしまうと、ですから、やはり、そのものの備えとしては、後でも、ちょっとアイディアを出しますけれども、この、何ていうか、前向きに定住促進、一体をなして、ここへ行けば何でも聞けるという舞台をつくるのがいいんじゃないかと、こう思いますけど、村長、いかがでしょうか。

○村 長 振興課の商工観光係で移住者のご希望に対する窓口として対応をしているところで

ございます。

今、現状です、そういう新たに、何でしたっけ、定住促進室というようなものを新たに作る必要ということを感じておりませんが、先ほど申し上げた、話題になっているとおりに、井上さんに入ってもらって、定住促進、地域の、それぞれの地域の元気をどういうふうに盛り立てていくかというふうなこと、それからまた、産業振興等々について、内発的産業振興等々について、これからもんでいくというようなこととございます。その中でですね、もし、何か、そういう今の現状の対応とは違うような窓口が必要だということになれば、そういうことも考えられるというふうに思いますけれども、今、現状で、今の体制からすぐに急いで新たな室を、部屋をつくる必要があるというふうに考えておりません。

○2 番 (高橋 昭夫) 今、言われるように、井上アドバイザーが考えてくれるといたしますか、そのもとにというお話がありましたけど、私が申し上げる、そういうことは、総合的対応というのは、日ごろの中における、そういう定住っていいですか、それは、先ほど言うように、ここが魅力の村として、やっぱり注目されているっていうのを感謝しながら、大事に、じゃあ、そういう向きで、よそから見えた人をどういう形で受け入れるというか、対応をするかということ、すごく私は大事だと、こういうふうに思っております。急遽を講じるという、前向きに検討していただければと思います。

それから、よそから来られた——よそからっていいですか、村に入られた皆さんにいろいろお聞きしますと、その理由というのは、先ほどお示したようにいろいろあるんですけども、この村を、言葉でじゃなくて、何か、この、ちょっと、こう、見ていただくといいたいですか、村のイメージというものを、村長も得意かと思いますが、そういう形のものを、ちょっと出して、これ読んで、また、考えて、また、お出かけくださいというような形の子育て支援、中川は、もう、しっかりしていますから、しかし、上伊那の中では、ちょっとおけている部分もありますけれど、そういうもの、村の魅力、それから政策、こうするんだというようなこと、土地の評価額の、先ほど言う提示、そうしたものを、ホームページなり、あるいはガイドマップ、パンフレット、そういったものに心を置いて、ありがとうございますを含んだ、そういう村のイメージづくり、親切が必要かと、ですから、そういうものを何か、ちょっと、こう、出して、それを懐に置いて帰ってもらおうというような形のものだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○村 長 すみません。先ほどの移住者の受け入れについて、ちょっと実態をご説明をするのをあれしていただきましたので、まず、先ほどの件、振興課長から、ちょっとお話をさせていただき、そしてまた、今のご質問については、総務課長のほうから答弁させていただきます。

○振興課長 それでは、平成7年から、中川村では県の空き家等活用情報システム、これにあわせて空き家住宅の情報等を提供し、定住促進を図ってまいっておりますけれども、振興課の商工観光係のほうでは、平成17年から受けて実施をしております。その中には、平成17年から23年度までに17の方が中川村へ、村へ、まず、空き家情報等を

求められて来て、空き家、あるいは手ごろな空き家がなかったために中川村内へ土地を求めて移住してきたと、村を介してという方は17人おられます。

以上です。

○総務課長 それでは、手短かに申し上げたいと思いますが、例えば子育て支援というようなことでもって、切り口と申しますか、まとめたもの、こういった一目でわかるような冊子というかパンフレットというふうなものというお考えかと思うんですが、実は、子育て支援につきまして、例えば福祉医療費の高校卒業までの無料化、原則であります、これについては、はっきり申し上げて、上伊那で一番早くやっておりますし、決しておけているというふうな認識は持っておりませんが、今では、隣の飯島町も、これに倣ってきているということで、非常に、この、ここら辺の、その改良というか、改善が、日進月歩で日々変わると——日々っていうか、年を追って変わるという現状がございます。したがって、固定したものにつくるということがいいかどうかということもありますので、今のところ、冊子、パンフレットでは考えておりませんが、ただ、移住促進のPR等に有効な方法ということが、それであるということであれば、検討はしたいというふうに考えているところです。

○2 番 (高橋 昭夫) 今のお話のような、つまり、中川村が、子育て、そうした支援も進んでいるんだと、そういうような形のものを、子育て、縦割りで言うんじゃないで、総体を、何か中川のイメージとして、何か、そういうものを、チラシじゃないですけど、出されたらどうですかという、そういうこととありますので、よろしく検討をお願いします。

時間がありますので、次の質問をさせていただきますが、国旗と国歌についての村長の認識ということで村長にお伺いしたいと思います。

小中学校の入学式、卒業式、長く、私も、会を、その場を拝見いたしました。

村長は、国旗に礼をされていないように思います。このことについて村長の、国旗に関する認識と伺いますか、考えをお聞きしたいと思いますけれども。

○村 長 大変ありがたい質問をちょうだいいたしました。

ご質問の件につきましては、村民の皆さん方もいろいろと想像しておられる方もいらっしゃるかもしれませんが、いろいろ解釈しておられる方がおられるかもしれませんが、そういう皆さん方に対して説明をするよい機会を与えていただきましたこと、感謝を申し上げる次第でございます。

私は、日本という国を誇りにできる国、自慢できる国にしていきたいというふうに熱望をしております。

自分が誇りにできるだけではなくて、世界中の人々から尊敬されて、敬愛される、愛される国に、世界中の人々からも愛される国になってほしいというふうに願っております。

それは、どういう国かといいたすと、まず、国民を大切に、自国の自然や文化を大切に、外国の自然や文化も大切に、外国に人々に対しても貧困や搾取や抑圧や戦争や災害や病気などで苦しむことの少なくなるように、できる限りの努力をする国

であります。

海外の紛争や戦争に関しても積極的に仲立ちをして、平和の維持、構築のために骨身を惜しまない、災害への支援にも積極的に取り組む、たとえて言うならば、日の丸というものが、赤十字や赤新月と、そういう同じ並びで、赤日輪といますか、そんなようなイメージで世界中の人から思っていただけのような、そんな国になればいいなというふうに思います。

そして、世界中の人々から尊敬され、愛される国になるということが日本の国の安全保障にもつながることだと思います。

このことは、私一人の個人的見解ではなくて、既に55年以上も前から、きちんと文章に書かれております。それは、日本国憲法の前文であります。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。我らは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。我らは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

そして、この憲法前文は、次のような言葉で締めくくられています。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげて、この崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

しかしながら、現状は、全くほど遠いありさまだと言わざるを得ません。

日本国は、名誉にかけて達成すると誓った理想と目的を本気で目指したことが、これまで一度としてあったのでしょうか。

東京電力福島第一原発による災害では、国土も世界につながる海も汚染をさせました。たくさん子どもたちが、かつての基準なら考えられない高汚染地域に放置されています。そしてまた、安全基準も確立しないまま、目先の経済を優先して大飯原発の再稼働を急いでいます。

放射性廃棄物をモンゴルに捨てようとしたり、原発の海外輸出まで模索しております。

明治になって日本に組み入れられた琉球は、抑止力のためという本土の勝手な理屈で多くの米軍基地を押しつけられ、さらに、また、美しい海岸をつぶして新たな米軍基地をつくらうとする動きがあります。

イラク戦争に協力し、劣化ウラン弾で子どもたちが苦しめられることにも、日本は加担しました。

兵器輸出の緩和さえ模索しています。

ほかにも、福祉を削ろうとして貧困を自己責任に転嫁するなど、言い出せば切りがありません。

ともかく、今の日本のありさまは、誇りにできる状況からほど遠いと言わざるを得ません。

しかしながら、誇りにできる状態にないから国旗に一礼をしないということではありません。

完璧な理想国家は、あり得ないでしょう。

しかし、理想を目指すことはできます。

しかし、その素振りさえ日本にない、そこが問題であります。

そして、もっと問題なのは、名誉にかけて誓った理想を足蹴にして気にもしない今の日本を、一部の人たちが褒めたたえ、全面的に肯定させようとしている点です。この人たちは、国旗や国歌に対する一定の態度を声高に要求し、人々に、人々をそれに従わせる空気をつくり出そうとしています。声高に主張され、人々をしたがわせようとする空気に従うことこそが、日本の足を引っ張り、誇れる国から遠ざける元凶だというふうに考えます。

人々を従わせようとする空気に抵抗することによって、日本という国はどうあるべきか、一人一人が考えを表明し、自由に議論し合える空気が生まれ、それによってこそ日本はよい方向に動き出すことができるようになります。

人々に同じ空気を強制して現状のままの日本を肯定させようとする風潮に対して風穴を開け、だれもが考えを自由に表明し合い、あるべき日本、目指すべき日本を皆で模索し合うことによって、誇りにできる日本、世界から尊敬され、愛され、信頼される日本が築かれる、そのように考え、そのために、今の現状においては、国旗、国歌に対する態度を一定の形にはめようとする風潮がある状況に置いては、国旗への一例は、なるべく控えたほうがいいんじゃないかと思っている次第でございます。

○2 番 (高橋 昭夫) 曾我村長っていうか、曾我さんが考えられることは、それは、理想を目指す、それは結構だと思うんです。個人の自由だと思いますが、国旗、国歌の反対という、そのことがあれば、それは、私的な時間っていいですか、そういう場所で大いに主張されるがいいと思います。私は。しかし、ここは、村長、きのう、話も出たけど、村長という立場を、公人としてあるという、こういう形の中においては、理想を目指すことは結構であるけれども、この法の日本の法律っていうか、国旗・国歌法っていうのは、国旗は日章旗、それから国家は君が代というのがありますが、そうしますと、あれですか、ここの学校においては、生徒も先生も、それは、礼をしなくていいと、こういう考えなんですか。公人としての、そのものの思いというものを、個人はいいですよ、村長としての認識、それを改めてお聞きしたいと思います。

○村 長 学校に対して、すべきだとか、しなくていいとかいうようなことは、申し上げたことはございませんし、教育現場に対して行政のほうからいろいろ口をはさむことは余りすべきではないというふうに考えているところでございます。

○2 番 (高橋 昭夫) 私は、君が代のような形で行けば、何ていうのかな、君が代、自分が思っているという、君というのは、天皇に限らず、親しみの君というか、あなたって、卒業式では、いとしいというか、先生がね、いとしいというか、こういう教え子の、あなたの人生が長く豊かに続くようにと、こういうような思っているのは、昔、ちょっと聞いたことがあるんで、そのぐらいの形のものだから、余り抵抗なくですね、

やっておりました。小中学校卒業式、入学式、そのものにおいてはですね、生徒、児童、礼をきちんと、壇上に上がるのには、あいさつをされるには礼をもって、登壇、降壇、そこに節もってやられる、村長は、後ろも振り返らずに降壇されるっていう形のもの、それは、国旗もありますけど、校旗もあったり、そういうものもありますからね、ですから、私は、そういうところは、やっぱり、ちょっと公人として、もう少しやわらかいところが、ですから、先ほど言うように、ほかのものは主張されていいです。いいと思いますけれども、村における村長としての任、その責というものを持っているとしたいと思いますけれども、どうですか。いかがですか。もう一度伺います。一言お願いします。

○村長 まあ、思うことは、今、お話を聞いていて思ったことは、やっぱり、そういう立場とか、場の空気とか、そういうものに従うのが大人だとかいうようなことっていうのがあって、その中でですね、きっと、前のときも戦争に押し進んでいくっていうことが、この場が、これは、万歳するのが注文よというように、そういうようなものの中で進んでいって、だんだんとその雰囲気、空気というものが固まっていくというふうなことはあるのではないかなというふうに思います。ですので、先ほど申し上げたように、私は、この憲法の考え方の中で日本国家のあるべき名誉にかけて誓ったところを実現することこそ。日本国民としていいことではないかなというふうに思うので、一日本国民として、名誉にかけて誓ったことを何とか実現するよう、微力ながら、国のあり方、国の理想、世界に対する日本の役割みたいなところを考えて、また、そのことについて問題提起もしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○2番 (高橋 昭夫) まあ、こういうお話が有線だね——有線といいますか、テレビで流れて、それが、また、子どもたちも、それなりの判断を持たれると思います。

学校の先生は、やはり、教育委員長にはお聞きできませんでしたが、国の学校の指導要綱に基づいた指導をなされて、国旗の掲揚、国歌斉唱をやっておりますけどね、そういう部分においては、公人としての立場を考えられて事に当たっていただきたいと思います。

終わります。

以上でございます。

○議長 これが高橋昭夫議員の一般質問を終わります。

次に、1番 中塚礼次郎議員。

○1番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました通告の内容により2問を質問させていただきます。

農業用の機械による走行、農作業時の事故、事故防止対策についてであります。

農業用機械による農作業事故は、全国的に多発しています。

農業者が高齢化している現実も要因と言えますが、中川村でも、昨年の12月と本年の5月に死亡事故が発生いたしました。また、死亡事故に至らなかった事故等も発生しております。

村の対応として、事故防止を呼びかける文書配布、広報車による事故防止の呼びか

け、また、営農センターが開催した農作業安全大会では、農作業事故ゼロ宣言が採択され、安全意識の高揚も図られました。事故発生後の対応は適切だったというふうに思いますが、事故防止の具体的対策について質問いたします。

○振興課長

それでは、私のほうから答弁させていただきますけれども、ただいま中塚議員の質問の中にありましたように、村内では、5月14日にSSが転倒して下敷きになり、命を失うという事故が発生しました。そして、この約1ヶ月ほど前にも、すぐ近くで、やはりSSが転倒し、下敷きになる事故が発生しております。ただし、幸い、この場合は、軽症で済んでおります。そして、さらに12月には、昨年の12月には、バックフオーを操作中、お亡くなりになるという事故も発生しています。

過去にも、トラクターの転落、あるいはSSによる防除作業中に果樹に幹に枝に挟まれてお亡くなりになったりとか、耕運機を後退させた際にハンドルと木の間に挟まれてお亡くなりになったと、こういった事故が過去にも起きております。

これだけでなく、このほかにも草刈り機によって足を切る、あるいは、機械に指を挟まれるといった負傷事故、これは、さらに多いというのが現状です。

今年の4月20日に農林水産省生産局から公表された平成22年に発生した農作業死亡事故の動向によりますと、全国で農作業死亡事故は398件というふうになっております。大体、毎年400件前後のものがあるようでありましてけれども、事故区分別に見ますと、農業用機械作業にかかわる事故は、そのうちの278件、70%と、これも割合は例年と同じ傾向だということです。

それと、年齢階層別に見ますと、65歳以上の高齢者の事故が321件と、全体に占める割合は81%というふうになっております。

また、農作業の機種別では、農業用トラクターによる事故が最も多く、114件、それから、114件で事故の41%を占めております。次いで歩行型トラクターが50件、18%、それから、動力運搬車や農業用トラック、こういった農用運搬車によるものが46件、17%、これら乗用トラクター、歩行型トラクター、農用運搬車、この3つで機械の事故の76%を占めているということでもあります。

原因別では、乗用型トラクターでは、機械の転倒、転落が84件、このトラクターの事故では74%と最も多いようです。次いで、回転物への巻き込まれが10件、同じく9%となっています。

また、同じく農林水産庁生産局提供の農業機械事故情報によりますと、推測される事故原因としては、ハンドル操作や運転操作の誤り、注意不十分、速度超過、左右のブレーキの連結忘れ、それからエンジンをかけたままの整備、こういった作業員自身の不注意によるものが多いというようです。

事故防止の具体的な対策としましては、事故原因が作業員自身の不注意によるものが多いという、先ほどお話ししたとおりのことから、啓蒙活動が重要と考えております。

本年4月の営農センター便りでも事故防止の啓蒙を行っておりますけれども、事故発生直後は、直ちに、先ほども中塚議員がおっしゃられたとおり、村としましては、告知放送や文字放送、チラシ物全戸配布、広報車による啓蒙を行うとともに、集落及

び地区営農組合の代表を初め生産者の代表、関係機関の代表など、農業にかかわる多くの皆さんが集まる機会である営農センター総会の前段で農作業安全大会を開催しまして、「農作業事故ゼロを目指して安全確認徹底で家族と農業を守ろう」を合言葉に農作業事故ゼロ宣言を採択したところであります。

今後も農作業事故ゼロを目指しまして積極的に啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1 番 (中塚礼次郎) ただいま振興課長から村としての事故防止に向けた取り組みの内容、それから、事故の全国で起きている細かい原因等についてお話がありました。

私も農作業中で危険だったなという経験が何回かあるわけですが、農業の機械化により農作業の労働軽減化や効率化が進みましたが、その反面、農作業事故の多発、人命を奪う大きな事故を招く結果となっています。農業用機械は、安全なものではない、危険なものだということを再認識することが重要だというふうに思います。

農業用機械は、今、振興課長が言いましたように、自動走行の機械を初め、扱いを一つ間違えると大変危険なものばかりです。

農作業は、春先から秋に集中しますが、果樹防除など年間を通じて農業機械を扱う機会があります。大きな事故が発生してからでなく、今、振興課長の言いましたように、機会のあるごとに農作業の事故防止、啓発のための広報活動が必要だというふうに思いますが、今、振興課長のほうから、そういった啓発活動を進めていくというお答えがありましたので、その点、十分、村としても取り組みを強めて、再び、こういった痛ましい事故、そのことによって中川村の農業の非常な危機的な状態に、その農業の主体となって働く者が、もし、尊い命を落とした場合には、家族としても、その農業というものを守り切れないうような現状がありますので、ぜひ、そういった啓発活動に、年間を通して、とにかく、あらゆる機会を通じてやっていただきたいと思いますというふうに思います。

県内では、昨年1年間で農作業の事故で11の方が死亡されております。防除機やトラクターの転倒、転落の事故が多いわけですが、その死亡事故の7割以上が60歳以上の高齢者というふうなことで、圃場での作業中の事故というのはもちろんですが、農道だとか作道での走行中の事故も発生しているわけであります。走行中の事故原因につきましては、振興課長のほうから話がありましたが、わき見運転だとかハンドルの操作ミス、ブレーキの操作ミス等、ちょっとした不注意で、そういった痛ましい事故というふうなことになるわけですが、それらの原因に労働条件というものも加わった事故もあるというふうに考えているわけですが、県内の事故の状況の中で、操作ミスだとか、そういうことはあるんですが、農道の道幅が狭かったり、わき見運転が原因だけれども、農道が狭くても舗装がされておれば、路肩がもう少し安全に保たれて転落というふうなことがなかったかというふうな、そういったような事例、県内の状況について、もし、振興課長のほうでわかっているならば、ちょっとお話をいただきたいと思いますが。

○振興課長 県内の事故についても、その調査報告等もあるわけなんですけれども、道路の形状が事故原因につながったというふうなものが、ちょっと、そこまでのものが見当たっておりません。

ただし、道路の土手草が刈ってなかったために路肩を踏み外したというような事故は、報告はされております。

以上です。

○1 番 (中塚礼次郎) 道路の状況が事故原因というのは見当たらないという、今、課長のお話ですが、つい先ごろ原村で起きた農業機械による死亡事故は、その記事の内容を判断しますと、未舗装の道路ということをやくやく新聞に書かれていたということは、私が推測するに、それが舗装の道路であれば転落死亡事故にならなかったんじゃないかというふうな記事の書き方だったということからも、たとえ最初のミスで道から転落したというふうな状況であっても、道幅が、農道がある程度整備されて舗装だったりというようなことがあれば防げたというふうに思います。普通の国道でも、わき見運転だとか信号無視だとか、事故が起きる、でも、国道にガードレールがあるのはどういうことか、ガードレールがないから死亡事故が起きるんじゃないかと、もし、わき見運転で事故が起きた場合に、それを守るためにガードレールをずっと設置して、それ以上の事故にならないように政策としてやっているというふうに私は思いますので、今、農業を懸命に守っている高齢者が事故で尊い命を失って、また、大きなけがを負うというような状況があるわけですが、作業中の事故はもちろんですが、走行中の安全対策について、5月の死亡事故の直後に、私のところに要望が寄せられてきました。そういった要望は、村には、5月の死亡事故以降は出されてきているかどうかということについてお聞きします。

○振興課長 地区要望を、時期を指定せずに、村では、地区からの道路、農業水路だとか河川の改修等についての地区要望、これについては、通年、受けておりますけれども、特に、地区要望は事故後も来ておりますけれども、事故に関連してという言い方では、ちょっと、そういう言い方では聞いておりませんが、事故以降も2地区か3地区からの地区要望があったというふうに承知しております。

○1 番 (中塚礼次郎) 課長のほうから先ほどの事故の主要原因についてのお話がありました。

狭い未舗装の農道に不安を抱えている現状があるというふうに私は思います。圃場整備が実施されて、農道の道幅も拡張されて、舗装になり、安心して走行、農作業ができるようにはなりましたが、地区により心配される箇所があります。集落の営農組合や集落の土木等も通じて、農道の安全の再確認と危険と思われる箇所のピックアップを実施する必要があるというふうに思います。

そして、地区のづくし事業だとか、今、取り組まれている農地・水保全の補助事業等も、その道路整備の計画などへ盛り込むような指導も村としてもしていただいて、皆が安心して農作業に頑張れる、そういった環境整備を進める必要があるというふうに私は思うんですが、その点について伺います。

○振興課長 ただいま中塚議員がおっしゃられたとおり、村内も、古くは昭和 30 年代から、最近
は平成になってまで、農業の圃場整備、これはずっと行われておりますけれども、行
われてきましたけれども、最近のものでは、相当いい農道もできていますけれども、
過去の土地改良、あるいは未整備の農地、これにつきましては、農道等も余り幅もな
い、条件も悪いといった道路もございます。

農作業に使用される道路としましては、村道があったり農道があったりということ
で、地区からの要望によりまして、こういったものに対する改良等、お話があった場
合、建設水道課なり振興課なりが現地確認を行いまして、場合によっては村が、ある
いは、場合によつたらずく出し事業でというようなお話を地区といたしまして、整備
の方向づけをしているところであります。

ずく出し事業につきましては、地元施工のコンクリート舗装、それから砂利で、こ
ういったことができますし、それから、23 年度から始まった農地・水保全管理交付金
の補助活動においても農道の舗装ができます。既に地区におかれましては、こうい
ったものを活用されまして、この事業が平成 28 年度までですので、そんな計画を立て
ておられる地区もあります。こういったものによって整備がされますよう、また、担当
課としても地元と調整を図ってまいりたいと思います。

○1 番 (中塚礼次郎) 今、振興課長のほうから今後の取り組みについて話がありました。
この農作業事故、人命を奪うということですので、村民の安全というふうな
ことを最優先に、事故の原因が、わき見や、ちょっとした不注意が原因で、農道が狭
いとか、舗装になっていないとか、このカーブをもうちょっと緩やかにしたらいいと
かいうふうなことは原因じゃないよというふうな姿勢では、私は、まずいんじゃない
かということ強く思います。そういった意味では、村民の命を、まず、第一に考え
る、安全のための手を先に打つというふうなことが非常に大事だというふうに思いま
すので、ぜひ、そういうことで取り組みを強化していただきたいというふうに思いま
す。

次に、2 つ目の質問として、子育ての支援策、保育料の無料化と定住促進について
ということでお伺いしたいというふうに思います。

今、村の抱えている人口の減少、それから少子化、担い手不足は、年々、深刻な問
題となってきています。

子育て支援は、村の重点施策として位置づけられて、子育て支援の拠点として、こ
れまでに集いの広場バンビーニの開設や高校卒業生までの医療費の無料化などを実施
してきました。

さらに、自然が豊かで美しい、この中川村で安心して子育てのできる支援策として、
保育料の無料化を実施することが必要というふうに考えますが、この実施策について
の村の考えをお聞きます。

○村 長 子どもたちってというのは、次の時代の社会を背負う存在でありまして、子どもを育
てるってことはですね、ただ単に親の責任、親の仕事ということではなくて、本
来、社会としてもしっかりと責任を負うべきものだというふうに考えております。そ

の意味では、原理原則で言うと、保育も医療も教育も、すべて無償であってのいいの
かもしれません。

ただ、しかしながら、国の制度がそういうふうになっていない現状の中で、中川村
だけでそれを実行することは、単費でなくてはいけませんので、非常に難しいのでは
ないかなというふうに思っています。

今、ご提案をいただきました保育料の無料化ということにつきましては、3 歳以上
児、3 歳以上の子どもたちの通常保育のみを無料化にすると、未満児さんとか、ある
いは時間外の長時間保育というふうなものについては、これまでどおり有料というふ
うにしたとしても、2,700 万円、現状にプラスして単費が必要になってくるというこ
とでございます。毎年、毎年 2,700 万円の費用が上積みされてくるということござ
います。

これまでのことを申し上げますと、保護者の中からは、何度か、今、同時入所であ
れば、第 3 子以降、無料化ということ、同時入所の場合にはしているわけですが
も、それを同時入所じゃなくても 3 人目以降の子どもについては無料にできないか
というようなご意見というものが、よく、何回か寄せられたことがあります。

村の場合、結構、子どものいらっしゃる家庭では兄弟、姉妹が多いというケースが
多くてですね、この場合で、やっぱり 3 歳以上児だけの通常保育にだけ、これを当て
はめるとすると、大体 400 万円ぐらいの費用増というふうなことになります。

保育料については、ご存じのとおり、前年度の所得によって 10 段階に、所得の多い
方、少ない方を分けてですね、所得の少ない方については、いろいろ配慮をした形で
の保育料の設置をしております。

そういう中でですね、ご質問いただいて、1 つの考え方としては、一定以下の世帯
の場合には、同時入所じゃなくても第 3 子以降を無料にするというのも、考え方とし
ては 1 つのものとしてはあるかもしれないなというふうなことも思いました。

小学校、中学校では、要保護、準要保護、きのうも話題になりましたけど、その給
食費相当額の支援を加算しているわけですが、保育料についても、無料化ではな
くて、所得の少ない世帯に子育て支援をするという考え方も論理的にはあるのかもし
れませんが、その場合は、児童手当を村独自に追加する、拡充するというふうな
ことになってしまうのかなというふうに思います。

いろいろ考え方はあるのしょうけども、いずれにせよ、定住促進のために保育料
をどうこうっていうことではなくて、保育に過剰な負担がかかっている世帯があるの
か、どうなのか、ちょっと、これじゃあ余りにもひどいよというふうな、そういうの
があるのか、どうなのか、そういうところを検証した上でですね、もし、そういうと
ころがあるのであれば、どういうふうな軽減策が必要かというふうなことは検討しな
くはないのかなというふうに思います。研究をする、していく、する必要があ
るのかなと思います。

そういうことで、一律、全部、無料化という考え方ってというのは単純過ぎるし、ま
た、その金額的にも非常にハードルが高いのかなというふうに考えるところです。

○1 番 (中塚礼次郎) 村の単費として2,700万円が毎年かかるということは事実であります。私が、この保育園の無料化ということで、きょう、この一般質問に上げたのは、村が、今、重点施策として取り組んでいる定住促進の面でも大きな推進力になると考えるわけです。そのことで人口の歯どめとなる原因だとか、中川村を支える大きな力を生み出すものというふうに考えて質問をしているわけでありましてけれども、よく、中川村は、定住促進について、村として企業誘致に取り組む、力を入れていないから、なかなか若い世代の定住が促進できないんだというような声も聞くわけですが、しかし、企業誘致というものに関しましては、先ほど、村長も申しましたが、さまざまな課題があり、大きなリスクを伴うということもあります。安心して子どもを、子育てができる環境をつくるのが若い世代の定住を促進するものというふうに私は考えるんですが、村長は、今のお答えの中で、子育てと定住とを簡単にとご意見がありましたけれども、その点について、いかがですかね。

○村 長 繰り返しになりますけれども、保育料のあり方を検討する目的は、子育ての世帯の過度な負担が、もし、あるのか、どうかなのかというふうなことで、それがあつた場合には、それについて何らかの改善をしていかなくてはならないなというふうなことでございまして、定住促進のために保育料を無料化するとか、どうこうするというのは、ちょっと目的と手段とか、ごちゃ混ぜになっちゃっているのかなというふうに思います。

定住促進にしても、それ自体もですね、本当の目的ではないと思います。それは手段にしか過ぎない。本当の目的というのは、先ほどの総合計画の話にもなりますけれども、村の中のそれぞれの地域の中で、みんなが助け合って、地域みんなで維持していく、お互い心配したりしながら助け合ってやっていく、そして地域の活動、お祭り、それから産業等々が持続して行って、子どもたちの声も聞こえてくるというふうな、そういうのを引き継いでいくというふうなことが目的かなというふうに思っています。単に村内で人口が増えたとかいうことだけではなくて、各集落の活力が維持される形で受け継がれていくというふうなことを考えていかないと、本当の意味でのいい村づくりにはならないのではないかなというふうに思っています。

そのためには何が必要なのかということを考えていった中でですね、私の、今、考えているのは、1つには、村のよさを生かした、もう、本当に何回も何回も申し上げていますが、所得向上、付加価値を高めて所得向上をして、若い人が、そのそれぞれの地区に村出身の若い人が残れる、あるいは、地域に新たにメンバーとなって地域の力になりたいというような人も入って来られるというふうな、そういうふうなことをしていくというのが大事かなと、そちらのほうが、本当の目的を考えて、本当の目的のためには何をすればいいかっていうことを考えていったときに、それが方法だと思えます。

そういうふうなことであればですね、また、いろんな、今回の井上さんのアドバイスを受けるってということについても、特別交付税の措置というふうなことがありますし、いろんな使える有利なものも使いながら、必要であれば村の単費も使いながらで

すね、それぞれの地域に若い人が入って地域を支えてくれて、地域の元気が維持されていくというような仕組みづくりというふうなことを考えていかなくてはならないなと思います。

そうじゃなくて、単に、こう、人が増えただけで、中途半端な地方都市みたいな形です。人口は増えただけでも、地域には加入してくれないような形で、草刈りとかごみ集めとかにも参加しないというふうな方ばかりが増えてしまうというふうな、そんなふうなぐらいになってしまったら、余り意味はないのかなというふうに思いますので、2,700万円、単費で、毎年、毎年、それに使うよりも、もっといろんな工夫をして、使える制度なんかも利用して、それぞれの地域に暮らす人が協力し合いながら、自分のこだわりも目指しながら、心豊かな暮らしができるという中川村を持続させていくということにはどうすればいいのかということを考えていこうというふうに思います。

○1 番 (中塚礼次郎) 私は、安心してこの中川村で子育てできるということが、よそから若者が来ていただける1つの魅力というふうなものになるというふうに考えております。

県内では、既に朝日村で3歳以上児の保育料の無料化、それから、南牧村では第3子以降には50万円の出産祝金を出しておりますし、保育料の無料化ということを実現していて、まだ県内では、私の調べた中では、その2つの村が無料化を実施しているという内容であります。

村長が先ほどから申ししているように、子育て支援を定住促進の手段として使うというふうな意味で私は申ししているわけではありまして、子育て支援をしっかりすることで定住促進の力にもなるという意味で、この質問をしているわけです。

そういった意味では、この保育園の無料化っていうのは、どんどん周りの自治体で進んでくるというふうには、今、中川村の現状を考えても、非常に難しいというふうに思いますので、そういった効果的なことを考えるには、確かにアドバイザーを入れて、村長の言うように、そのことは、よくわかりますが、それじゃあ、それだけでいいかっていう問題でもないというふうに思うんで、こういった子育て支援というのをしっかりするってということが定住を促進するということでは大事じゃないかということで、施策としては、相当思い切った施策であるし、ほかの自治体との差別化を図るような施策だというふうに考えるわけですが、当面、やる気はないという、今、村長のお答えですが、最初の言いましたように、保護者のほうから出ているような、段階的に、そういったもので一部を無料化にするというふうなことは考えているわけですか。

○村 長 子育て支援は子育て支援として、子どもの暮らしやすい、育てやすい、子どもたちが元気な声で響く、そういう、そのことについては、それで取り組まなくてはならないし、保育について負担が大きければ、それについて考えなくてはならないし、地域の活力を維持していくためには、そのために考えなくてはならないし、その辺をごちゃ混ぜにしてですね、2,700万円、単費で毎年使うことが、その地域の活性化とか、差別化になるというふうなこともおっしゃいましたけれども、その差別化なんていうのは、

全然、村民生活に関係ないじゃないですか。村民の暮らしによくなるのが大事であって、中川村がほかの地域と違うことをしている差別化だというのは、行政のひとりよがりではないので、そんなことよりも、本当に村民生活にどういう役に立つかというふうなことを考えなくてはいけないと思うし、ですので、貴重な税金の使い方として、保育に必要なところにはお金をかける、それから、地域、単に人口増じゃなくて、地域の活力が維持されるためにはどうしていけばいいのかということ、目標と現状との間をどうつないでいくのか、どういう方法があるのかということ、をしっかりと考えて、一つ一つ積み上げていくってということが必要だと思うので、その違う目的を、これをやれば、こっちにも多少いい効果があるかもしれないというだけでやっちゃうってというのは、ちょっと無駄が多い結果になるのではないかなと思います。

○1 番 (中塚礼次郎) 村長の考えと私の考えていること、ちょっと食い違いがあります。ただ、私は、子どもたちが安心して育てられる村づくりと、そのことによって少しでも若い人たちがこの中川村に定住してもらえるとという策として質問いたしました。以上で私の質問を終わります。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。ここで暫時休憩といたします。再開を10時50分とします。

[午前10時38分 休憩]

[午前10時50分 再開]

○議長 休憩前に引き続き一会議を再開します。7番 湯澤賢一議員。

○7 番 (湯澤 賢一) 私は、さきに通告しました3点について質問いたします。最初に中川村役場の職員数に無理はないか、行政サービスは従来どおり行えるかについて質問いたします。

さきの3月定例議会で職員定数条例が改正されて、職員の定数が87名から73名に改められました。

平成22年度の決算報告書によると、人件費が6億600万円で、曾我村政が始まった17年に比べて7,000万円、平成14年に比較すると約1億円の人件費の減少です。

24年度の予算で人件費はさらに減少していますが、職員数の削減が人件費が減少した大きな要因だと思います。

事業費比較でも、平成14年度の一般会計決算は33億円台です。平成22年度決算では40億円を超えていますから、事業費の中の人件費の割合は明らかに減少しております。

平成18年の3月に中川村集中改革プランが発表されました。平成18年ころは、平成の合併騒ぎが一段落した直後の交付税が不透明だったり、実質公債費比率が問題になったり、破綻する自治体があったり、全国的に地方自治体は財政の問題でびりびりしていたころかと思います。そうした社会情勢の中で発表された中川村の集中改革プランでは、定員管理に多くのページが使われております。平成8年度は職員数98名、11年度が最多で101名、集中改革プランが発表される直前の17年度では91名の

職員が働いていました。

定員管理計画による集中改革プランでは、24年度で職員数83名の計画でした。このたびの定数条例では、計画よりさらに10名少ない73名となり、最多の時点よりは30人、11年度との比較では約20名ほどの職員が減少しました。5年間で正規職員2割削減、平成11年度との比較では3割削減の、まさにリストラであります。

地方分権の推進等の言葉どおりならば、事務量は、むしろ増加し、短絡的かもしれませんが、職員個々の仕事量は増加しているはずだと思います。予算面からも事業が増加し、それに伴って事務量は増加するのではないかと想像しますが、そうした中で、日常業務への影響は出ていませんか。総務課長の率直な感想をお聞かせください。

○総務課長 今、職員数の構成の変化、減少しているところ、それから、それに伴いまして人件費も平成14年との比較では約1億円近く減少していること、それから、事業費、一般会計事業費全体に占める人件費の割合、これの減少しているということについてご指摘がありました。議員、おっしゃられたとおりかと、数字の上では思います。

現在のところの職員、例えば1人当たりの人件費等がどうなっているかを、ちょっと見てみましたが、議会、平成18年の9月から議会議員の定数が16人から10人というふうに減っておりますので、それぞれ決算、決算報告の中で、それぞれいいですか、議会費、それから総務費等の金額が出ておりますので、議会費を、これを除きまして、同時に議会事務局が定数が2名でございますので、職員総数から2名を除いた上で算出をしてみました。平成、例えば14年では、人件費は1人当たり627万円です。22年では700万円ということで、この違いだけで言えば80万円程度増えているというふうに思いますけれども、職員数が減少したことで1人当たりの仕事量が非常に増えているということであるとすれば、私のところへ来ております時間外勤務命令、これが最終的には増えてまいりまして、時間外勤務手当が増えているかと思われませんが、それほど人件費が増額しているという実態はありません。時間外勤務手当に関して申しますと、ですので、職員個々の、全体に職員の仕事量が増えているということには必ずしもならないというふうに思っております。

新たな、その事業の実施に伴いまして、これは、すべての部署に及ぶわけではございませんが、新たな事業実施に伴って担当部署の職員の仕事量が増加するということは、現実にはあるかと思えますけれども、押しなべて、今、ご指摘のあったとおり、地方分権が、この間、推進をされて、いろんな——いろいろっていうか、国が認可をしてきたり、あるいは県が行ってきた事務等が地方自治体へ下りてまいりましたが、現実には、そういう数は増えてはきておりますけれども、そのことによって非常に仕事が増えているという実態には、こういう小さい場合にはないのかなあというふうに思っております。

したがって、今、1人当たりの仕事量が増えてきて非常に大変だということは余り感じてはないというか、私の段階では、それほど思っていないというのが実態であります。

○7 番 (湯澤 賢一) 特に心配なのは、一般事務じゃなくて、村民の生活と直接的な部分、

福祉や教育関係であります。

例えば、職員数では、大所帯の保健福祉課の中の保健係を見てみますと、平成 18 年では、正規職員は、休職中の職員を 1 名入れると 4 名、臨時 1 名の体制になっておりますが、24 年度の 4 月の職員は位置図では、正規 1 名、臨時 2 名と極端に減少しております。介護保険や後期高齢者医療制度などで事務量がすごく増加していると思われる、いわば福祉のかなめの部分だと思っておりますが、この部分、例えば突出して少なくなっているのか、あるいは、こうした人的体制でいいのかどうか、また、同時に、保健センター係も 14 年時点で正規 3 名、臨時 1 名の体制でしたが、24 年度では正規 2 名のうち 1 名休職、臨時 2 名となっております。私は、だからといって、こうした課で手が抜けているわけではありません。むしろ住民の思いが集中する福祉関係の係の方に身内や親せきなどの関係でお世話になると、いつも思うのですが、本当に丁寧に親切に骨身を惜しまず力になってくれて非常に感激するわけですが、本当に、その都度、感激するわけですが、だからこそ、職員の定員管理と仕事量との関係で、職員のだれかに無理が生じているのではないかと心配であります。この面では、担当の保健福祉課長の率直なご感想はいかがででしょうか。お聞かせいただけますでしょうか。

○保健福祉課長

保健センターで見えますと、今現在、育休、産休、育休という職員がいたりして、その間、臨時を入れたりということをしておりまして、大変だという部分でありますけれども、この 8 月から育休中の職員が、保健師であります、1 名、復帰してくるということでありまして、それまで頑張っていたきたいというような話はしております。そんなようなことで、いろんな体制、その時々がありますけれども、いる職員でやっていきたいというふうに考えております。

○7 番

(湯澤 賢一) 本当に職員の方の献身的な努力で支えられていくのも、一つの、本当に方法ですが、予算というものが住民からの税金であるとすれば、より高い住民サービスのために人的体制をしっかり整えることも、住民から任せられた者の使命なのではないかと思っております。財政が健全で、ゆとりがあることは、そこに住む住民にとっては安心であることは間違いありませんが、利益追求の一般企業並みに、ひたすら人件費を削減していくことが善であるという風潮は、住民個々の幸福の実現を目的とする地方行政にあっては、当てはまらないのではないかと私は考えます。

さらに将来を見据えた定員管理では、年齢構成も定数管理の設計的にも極端な年齢的な逆三角形や、また、中途の年齢が抜けた年齢構成にもならないようにしなければならぬと思っておりますが、目の前のリストラ等で改善を図った結果、将来的に困った事態になるという心配はありませんか。副村長、お願いします。

○副 村 長

将来的なというお話でありますけど、必要な年度というか、ある一定の期間について事業等が行われるときについては、そういった職員等も配置しております。

先ほど地域包括支援センターのお話もいただきましたが、中川村の人口規模でいきますと、ケアマネージャー及び社会福祉士、保健師ということで、最低 2 名でいいわけですが、現実には 3 名を配置しているということでありまして、人口減少が落ちついてくれればよろしいんですけど、このまま少なくなったときには、そういった、

何というか、仕事がなくなったら辞めてくださいというわけにはいきませんし、また、現在、国土調査事業も行っておりますけど、これも、片桐地区については、一応、平成 27 年度を目標としておりますが、その後、大草へ移れば実施をするわけですが、それについても、いずれ事業は終了してくるだろうということもございます。

1 つ、地方公共団体が一定の仕様というか、サービスを行っていく上で必要とする人員というのを比較するので類似団体というのがございます。これは、人口規模ですとか産業構造等を見据えて全国で似たような団体ということですが、それらを見ましても、決して中川村が職員数が少ないわけではないというふうに思っております。

どんどんどんどん職員がいなくなればいいというわけでも、逆に困る部分が出てきます。行政の継続性ということもありますし、非常態勢における人員の確保ということもありますので、定員適正計画で定めた数字を、今、下回っておりますが、これは全県的な傾向でございます、下回っておりますけれど、将来の行政サービスが低下しないような人員確保は図ってまいりたいというふうに思っております。

○7 番

(湯澤 賢一) 今の話と若干関係しますが、非正規職員の増加の波も全国的にありますが、中川村でも例外ではありません。

職員配置図を見ますと、保育園や給食センターなどに非正規職員の方が多く働いております。

保育園を例にとりますと、平成 18 年では、南向保育園、正規職員 6 人、園長 1 人、臨時 2 人、片桐保育園は、休職中を入れると正規 8 人、園長 1 人、臨時 2 人の体制であります、本年度、24 年では、南向で正規 4 人、臨時 5 人、パート 2 人で園長 1 人、片桐では正規 5 人、臨時 4 人、園長 1 人の体制であります。

また、給食センターも、正規職員は 2 名、現実に調理に携わる方は 1 人で、4 名が臨時職員という配置図であります。

子育てや介護などの家庭の中の何らかの事情で正規の就業ができない方もいらっしゃると思いますので、一概には言えないかもしれませんが、仕事量の安定しない、これらの職場では、今おっしゃられたとおりに、非正規職員や臨時職員で頑張ってくれる人がいてくれるおかげで成り立っているわけでありまして。非正規の職員は、村の事情に合わせて働いてくれるすごく大事な職員だと思います。これらの方々の待遇の改善はどのように行われるのか、非正規職員の給与体制に待遇改善の決まりはあるのか、また、過去のどのように改善されてきたのか、この 2 点について質問いたします。

○総務課長

まず、非正規職員、臨時職員というふうに呼ばせていただきますが、こういう皆さんの賃金につきましては、毎年、予算編成時である 11 月を基準としまして、近隣の市町村の職種別の時間単価等を調査し、決定をしております。

それから、臨時の職員に権利として与えられている有給休暇等でございますが、これは、労働基準法に基づいております、この労働基準法の改正の通知がされたときに速やかに適用するように取り組んでいるところでございます。

それから、保育所やなんかでは、週 1 回、具体的に、ちょっと申し上げますと、保

育所やなんかでは、週1回の職員会、これは正規の職員、非正規、臨時の職員問わず、一緒に職員会を実施をしておりますけれども、1日の勤務時間7時間45分を超える場合には割増賃金等で支払いをするようにしております。

それから、学校給食センターの早期の時間外の荷受け、これは、正規の職員、今、1人でありまして、臨時の職員4人で回しておりますけれども、時間外荷受けは平等にやっただいていただいているところでありまして、こういった部分での荷受けにつきましては、時間外勤務扱いとしてしまして割増賃金を支払っております。これは、労働基準法の適用を、そのまま適用させていただいてやっただいていただいているところでございます。

非正規職員の待遇の改善についての経過についてでありますけれども、職種別の賃金単価、いろんな職種があるわけですけど、一般事務ですとか、それから保育士、それですとか保健師とか、そういう職種があるわけですけども、これらの賃金単価の改定につきましては、平成15、17、20、21年に行っております。

平成23年の4月、昨年でありますけれども、社会福祉士等の職の臨時雇用が生じたので、昨年からは職種を拡大をしております。先ほど副村長のほうで社会福祉士の雇用をしているというふうに申し上げましたけれども、職種を拡大をしております。

また、1年以上経験のある臨時職員につきましては、年間35日分の一時金を支給をしております、これにつきましては、労働基準法等に定められているわけではございませんけれども、村独自の支給でありまして、近隣の市町村と比較しても、基準となる支給日数等をほかの市町村よりも多く見ているということでございます。

それから、賃金ばかりではなくて、今度は休暇等の権利といいますか、そういった部分でございますが、これらのものにつきましては、勤務が週5日以上ある方に限りましては、平成7年の4月1日から年次有給休暇を付与してございます。

あと、週の勤務日数に応じて、何ていいますか、有給休暇が割り増しで、1年以上働くたびに増えるというような制度を、1日ずつ加算をする制度を設けてございまして、最高で20日まで取得ができるように、今、しております。

また、反対のこともあるわけでございますけれども、とにかく、週4日以下の方等につきましても、有給休暇がとれるように制度として整備をしているところでございます。

また、平成20年4月1日から、通算在籍期間が6月を超える方につきましても年次有給休暇日数の加算等の改善をしてきたところでございます。

また、忌引き休暇等につきましても、一般職と同等の勤務状態にある職員については、配偶者から始まりまして、父母、子ども、祖父母、孫、兄弟等の忌引き休暇を、日数は正規の職員どおりではありませんけれども、認め、これを制度化をしているということ。

それから、最後に、保険に関してでありますけれども、正規職員の4分の3以上の勤務のある職員の方については、社会保険の加入が選択をすることができます。

また、雇用保険の加入につきましても、平成22年までは週30時間以上の勤務が条件であったわけでありまして、以降は、週20時間以上で加入できるように改正

をして、適用をさせていただいているというところで、改善を図っているつもりでございます。

○7 番 (湯澤 賢一) ちょっと、もう1点お聞きしますが、例えば5年とか6年とか10年とか、そういうふうにもう既に臨時でずっと来られている方もいらっしゃると思うんですが、例えば、臨時の方は、いつまでたっても臨時なわけでしょうか。例えば、というふうにもうちょっと見えてしまうんですが、それと、あと、給料の件も、だんだんに上がっていく、例えば1年目2年目3年目というふうにもう上がっていくという、その辺はどうなんでしょうか。

○総務課長 雇用の形態としましては、職員につきましては、半年ずつの契約を半年、半年で繰り返していくと、臨時の職員の方については、そういう雇用形態になりますので、何年、そういう雇用形態を繰り返した挙句、5年6年、あるいは、それ以上という方もいらっしゃるんですが、そういう方について、特別にどうする、あるいは、つまり、正規の職員として迎えるとか、そういうことは、また別の話でございまして、それは、職員の採用計画等の動きの中で、新たに試験を受けていただいて、その中で合格した方については、もちろん条件がありますけれども、正規の職員になっていただくということが1つの方法でございます。

それから、過去にはですね、今、申しましたとおり、6ヶ月ごとの契約を主としておりますので、実は、経験年数というものも賃金の中に加味できるように、1年2年3年以上という段階で経験を加味して賃金を引き上げていくという制度は持っております。過去には、1年を契機とした今の賃金体系とは違うことも考えてみましたが、中川村の場合、そのことをやりますと、実は、非常に、駒ヶ根市ですとか、そういったところでは別の雇用形態があるようでございますが、非常に人件費等の持ち出し分が多いということになりまして、このものについては、検討した経過はございますけれども、実施には至っておりません。

したがって、臨時の方の契約については、原則6ヶ月ごと、それを毎年繰り返していくということにならざるを得ないというのが現状でございます。

○7 番 (湯澤 賢一) 中川村の職員の皆様方は、人によって考え方は違うかもしれませんが、とてもよく頑張ってくれていると、私は、いつも思います。本当に、いろいろを親切にやっただいていただいているのではないかなあというふうな気がしますが、ぜひ、本当に、それぞれの無理が行かないような人的体制、あるいは、非正規の方々にも、できるだけ、本当にありがたいという感じで待遇改善を図っていただきたいと、このように思います。

2問目に移らせていただきますが、中学校では、体育の授業に柔道が取り入れられることになりましたが、その安全対策について質問いたします。

中学校の体育の授業で、武道として剣道、柔道、相撲などの武道が必修になったと、24年度より中川村では柔道を履修することになったとのことですが、まず、最初に、この柔道を選んだ理由を質問いたします。

○教育長 お答えいたします。

学校のほうで十分検討して決めてもらったものでありますけれども、1つは、経費的に安価、道具をそろえるのに経費的に安いということ、それから、柔道という種目の特殊性から、道具を――道具というか、いわゆる人間対人間が1対1で組み合って競技ができるという、一つの剣道なり柔道なり、そういったものと違う部分があるということ、それと、中川村には立派な柔道場が完備されているということ、およそ、その3点というふうに聞いております。

以上です。

○7 番 (湯澤 賢一) もう1点、中川中学校では、柔道に授業は12月に行われると、時間は、年間、1人当たり8時間、3年生まで男女ともに柔道を履修する、指導は、教師の中に初段の資格を持つ先生がいるので、その方が授業を受け持つとお聞きしましたが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○教育長 そのとおりでございます。

○7 番 (湯澤 賢一) 文部科学省の考え方といたしましては、ホームページなんかで調べたわけですが、

武道は、武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となる技を身につけ、相手を攻撃したり、相手の技を防ごしたりすることによって勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができる運動です。また、武道に積極的に取り組むことを通して武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する運動です。としております。

この文科省では、気力、礼儀、交戦など、武道としての特性を教育に生かすのが必修化のねらいとしております。

先ほどお話がありましたが、中川村には立派な柔道場があります。講道館初め専門の道場では、畳の下にスプリングを入れるなどしておりますが、中川村の道場は、畳そのものにクッション性を持たせておまして、しかも、道場として独立しております。ほかのスポーツと一緒にやっているわけではなく、道場として、柔道場として独立しております。そうした意味では、施設としての安全性は本当に確保されていると、私は思います。

このたびの武道必修化では、体育館に畳を敷いて授業を行うところが多いと聞きますが、その点、独立した柔道場がある中川村は、大変恵まれていることは現実であります。

ほかのスポーツに比べて、また、武道の中でも柔道は圧倒的に重大事故が多く、心配されます。それでも、独立した道場での事故の発生は、体育館などに臨時に畳を敷いて仮につくった道場の事故の3分の1以下であるという統計もあるようですので、中川村で中学校の授業に柔道を選んだことは、施設の面では正解だと私は思います。

また、長年、少年柔道教室の指導に携わってきた者として、村にある立派な柔道場を教育に生かせることをうれしいと思う反面、柔道を授業として受けることが義務に

なる学校の体育で、果たして本当に大丈夫かと思う心配もあります。

この件につきましては、今年の1月、NHKのニュースで、「おはよう」特集で、武道必修化、特に柔道についての特集を放送しております。この番組では、中学校で起こった柔道の事故は、1983年から2010年までの28年間で、死亡が39件、障害が39件に上ること、そしてまた、事故の大半は投げられたときに受け身がうまくとれずに頭や首を強く打ってしまうことが原因であることが報道されました。また、全日本柔道連盟の二村雄次氏は、「体力のついていない中学1・2年生に形の上だけで教えて、乱取り」――乱取りというのは自由に技をかけ合ってする練習ですが、「ただ、試合までやらせるのは危険がつかまとうと思う。安全面にもっと注意した制度設計をしないといけない。」と警告しております。

私は、かつて、25年間、社会体育の場で少年柔道教室の指導員を務めました。学校の授業でも3年間ほど講師を務めたことがありますが、そのころは、少年柔道教室の卒業生が中学の授業でも生徒の中に大勢おりましたので、小学生時代に受け身をマスターしていた経験者が生徒の中に大勢おりましたので、ほとんど危険性を考えることはありませんでした。

全柔連では、武道が必修化されたことについて、柔道の普及、振興につながることで嬉しいとしながらも、柔道の場合、各中学校の現場では、柔道を指導できる教員が少ないのが現状だとしております。

私は、質問の通告で「3段以上の指導者がいれば心配ない」と書きましたが、それは、あくまで社会教育でのことでありまして、少年柔道教室で求められた最低限の資格が3段でありましたが、正規の、例えば、学校なんかでやる場合、もし、正規を求めるとしたら6段以上ですから、県レベルでも何人もいる資格ではありません。

名古屋大学の内村良先生がまとめた柔道事故の調査では、これは中学だけじゃなくて、高校まで含めた数では、先ほどの1983年から2010年の28年間で114人の中高生が死亡し、後遺症が出る重篤な事故は275件に上るとしております。

一方、スポーツによる健康づくりを政策に掲げる谷亮子参議院議員も「武道である以上、予期せぬ事故やけがが想定される。不測の事態の回避は、学校や指導者の責任や役割分担を決めた環境づくりが基本。生徒や保護者が安心して柔道の授業が受けられる土台づくりを働きかけていきたい。」と必修化を注視する意見を出しております。

私は、危険ばかりを取り上げて柔道の必修化に水を差すものではありません。

特に受け身を身につけることは、さまざまな場面で身を守ることに一生役に立ちます。技を覚えることも楽しいし、ほかのスポーツでは鍛えられない筋肉を鍛えたり、また、体をぶつけ合うことから友情も生まれる喜びもあります。

また、日本の伝統的な文化と言える礼の作法の形、立っての礼、座っての礼、正座の形なども、日本の正式な礼式は、ほかのスポーツではなかなか学べない面かもしれません。だから、危険さを指摘しつつも、中学校の授業で重大事故が起らないようにし、柔道の授業が安全で意味のあるものにする方法として幾つか提案したいと思います。

まず、柔道の授業が始まる前に、年に一度でよいので、南信地方で活躍されている指導の経験のある有段者、できたら師範の資格のある指導員から柔道を習う心構えを生徒全員が同じレベルで講習を受ける機会を設けることが第1点であります。

第2点として、通常の授業では、指導される先生に一人任せにしないで、必ず補助員をつけることであります。

また、多くの場合、頭を打つ事故、脳挫傷が重大事故の原因になっています。どのような倒れ方をしても絶対に頭を打たないことが受け身の基本であります。それは、首の筋肉を鍛えることであります。柔道の授業、8時間では十分ではないので、ほかの体育の授業の中でも首を鍛えるトレーニング、体操なんかでそれを取り入れていただくことが大事かなと思います。

老婆心かもしれませんが、以上3点を柔道必修化に当たって提案しますが、そうした体制がとれるかどうか、教育長はどう考えますか、質問いたします。

○教育長

いろいろの点をご指摘いただきましたけども、まず、外部指導、師範級の外部指導者を含めた補助員等につきましては、今後、学校のほうと十分連絡を取り合って、必要により、それに当たっていきたいというふうに思っていますが、指導は、やはり体育教員、体育の教員がやります。先ほど3段以上というような話もありましたけれども、学校の体育の指導におきましては、体育の免許を持っている教員が、それなりの講習を受けて、そしてまた、その免許、体育の免許を取ることに、すべて、その武道の内容も含まれているということで、その資格があるという県教委のほうからの見解もありますので、体育の教師でいいかというふうに思っております。

補助員については、学校のほうでも大変、そういう方がいてくださるのは大変ありがたいというふうに言っておりますので、もう少し12月の実際に行われる直前、あるいは、だんだんに準備段階に入っていくかと思っておりますけれども、そうした折には、今、お話がありましたように、議員も柔道の経験がおありですし、段もお持ちでありますので、ぜひ、ボランティア等で率先してご協力いただければ大変ありがたいというふうに思っております。

それから、けがにつきましては、十分配慮してまいりますので、特に畳が、大変いい畳なんですけど、さらに、それに加えて、学校のほうで要望のありましたマットを購入して、いきなり投げ込むということはあり得ないわけですが、実際の自分で受け身を行うような場合でも、そのマットに倒れ込むというようなことも含めて、安全マットを購入する予定になっております。

それから、日ごろの体育の授業の中でも首筋等の筋肉を鍛えるということにつきましては、これは、当然、体育のほうで、全体の身体の筋肉を鍛えるという、バランスのいい体をつくっていくことについては、心がけてもらえますので、そういう中で、首だけではありませんけれども、全身の筋肉を鍛える、そういった準備運動、あるいは日ごろのトレーニングというものは、取り入れてもらえるというふうに思っております。

いずれにしても、柔道に限らず、スポーツにおきましては、けが等、事故等が

起きることがあるわけですが、今後、12月まで日時がありますけれども、少しずつ準備を整えて、また、既に学校のほうでは指導計画等ができておりまして、それを見ましても、受け身を中心にして、基本的な動作を、まず、身につけるといことがほとんどであります。3年生の最後、ほんの最後のところで簡易的な試合を行うというもので、十分、そういった危険なことについては配慮した指導計画ができておりますので、その点では安心だと思っておりますが、今後、実施に当たりまして、いろんな面で学校と連絡をとって、安全、事故の内容に万全を期してまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○7番

(湯澤 賢一) 若干、ちょっと訂正させていただきますが、補助員というのは、別に柔道できなくてもよくて、皆がきちっと、その時間、集中できるようなことをお手伝いしてくれる先生、空いている先生でもいいから、1人では、やらせない、やらないほうがいいのではないかという老婆心であります。

それから、通告で3段以上って書きましたが、3段以上というのは、実は間違いであります、間違いというか、完璧——それなら完璧だという意味なんで、そのくらい経験者がいいのかなという程度でございますので、失礼いたします。

柔道について、もう1点、柔道着は、どうしても要るわけだと思うんですが、先ほど、剣道とかは選ばないで柔道を選ばれた部分で、その経費が安くて済むということでしたが、柔道着というのは大変丈夫にできておりまして、年間に8時間だけの授業だったら何年使えるかわからないくらい丈夫なものであります。それを、男女全生徒に買わせようという、今、計画でしょうか、それとも、村で一定の枚数をそろえるということも考慮されているのでしょうか。この件は、この柔道着の件については通告してありませんのですが、柔道の必修化に付随する問題として、現時点で何か方針がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長

柔道着につきましては、公費でもって一括購入する予定になっておりますので、個人的に持っている子どもについては、それを使用してもよいという形にはなると思いますが、全員分をそろえております。

○7番

(湯澤 賢一) 事故のないように、本当に楽しくやっただく、柔道を受取る者といたしましても切に願いますので、本当によろしく願います。

次に、3問目といたしまして、予算編成の過程がわかるようにすべきではないかということについて質問いたします。

私は、平成21年の12月定例会で予算編成の過程が公表されるべきではないかという質問をいたしました。私がこの質問をした当時、政権交代をした民主党の事業仕分けが注目を集めていましたので、事業仕分けをさせろと言っているように誤解を受けて、誤解されて受けとめられた面がありました。

しかし、基本的な考え方としては、村長の専権事項としての予算編成権についての編成の過程がわかるようにしたらという質問でありました。

この問題では、全体として、わずかですが、現実に取り組んでいる自治体が増えて

きております。

しかし、我が村では、私の質問がちょっと稚拙だったせいかな、その後、この種の話題は立ち消えとなっております。

我が国の地方自治の仕組みでは、さきに述べましたように、予算を編成する権限は村長の専権事項であり、議会は、首長の予算案をチェックするという機能を果たす仕組みとなっております。

しかし、現実には、ほとんどの場合、村長の提案する予算案が否決されることはありません。

議会の仕組みとしては、否決することは、もちろん可能ですが、年度末に行われる議会で次年度予算が否決されたら、4月以降の村政は麻痺してしまいますから、全員賛成ではなくても、あるいは、細かい修正はあっても、全体としては可決せざるを得ない現実があります。

しかし、一方では、住民参加の行政とか開かれたわかりやすい行政とか、透明性とか情報公開とか、住民に対する行政側のキャッチフレーズはさまざまにあります、その行政の根幹とも言える予算の編成過程は、果たして住民にわかりやすいでしょうか。情報が公開されていると言えるでしょうか。

むしろ、この予算編成過程は、現在は、ほかの者が立ち入ることができない聖域であり、査定の部屋はのぞいてはならない密室的な印象を持ちます。

私たち議員も、各課の概算要求の段階での情報はほとんどありません。ですから、概算要求に対する査定の内容も、ほとんど知ることなしに、予算案については本会議に始まる数日前に予算案を見ることになります。

私は、予算編成は村長の公約を現実のものにする専権事項だとしても、概算要求の段階で、より前向きに住民の意見を取りまとめる機会をつくるべきだと思います。

その上で、行政の最前線にいる各課が取りまとめた概算要求がどのようなものであるか、その概算要求が査定でどうなったか、その過程がわかるようにするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議員の立場で言えば、議会における一般質問などで訴えたり提案したりしたことが、概算要求ではどのように取り上げられたか、そして、それがどのように査定されたか、また、農業委員会や教育委員会、その他、各種の委員会や地区などで出された意見がどう取り上げられたか、その過程を知るだけでも後の論議が有意義になります。

また、二代表制の一部として、議会は、住民団体や委員会などとの懇談会を開催し、村民の村政に対する要望、要求を把握し、村政に反映できるよう努めております。そうした住民との接点の中で、住民の率直な意見が議会を通して村政に反映できれば、議会と住民との懇談会は大変意味深いものになると思います。

村長の専権事項としての予算編成の過程が住民に公開され、結果として住民参加型の予算になるように考えますが、この意見について村長のお考えをお聞きます。

○村長 予算につきましては、その都度、その都度、白紙の状態から恣意的につくっているものではないかと、総合計画とか過疎計画とか、そういった大きな計画、それ

から、それぞれのテーマごとの計画等々に沿った形で実施をしているというようなこととございます。そして、それらの計画については、もちろん議会の承認もいただいておりますし、そしてまた、重要な計画については、策定のところから委員の皆さんの、全員じゃない場合も多々ありますけども、参画をしていただいて、お諮りをいただいでつくり、そして、先ほど申し上げたとおり議会で承認をしていただいているというようなこととございます。

なかなか予算というのは、年間予算が、もう、ぼつとあって、それをどういうふうに分けるかというようなイメージを持っていらっしゃる村民の方もいらっしゃるかもしれませんが、そうじゃなくて、何かこれを取り組むためには、こういう国なりの制度があって、これをうまく利用すれば、かねてからの目的であったこれが実現できるとかですね、そういうようなことがあるので、もう、その手持ちのバジェットをどう割り振るかっていうだけではなくて、どの制度をどう利用するかってみたいなことも含めて、それによって、その長期計画をどういうふうを実現していくかというふうなことも考えているところなんでございます。ですので、当然、そういうものにつきましては、こういう形でやらなくてはいけないとか、こういう条件の中で、こういうスケジュールの中で果たしていくみたいなこととかもございまして、そういうことが、これからのこと、今後のこと、いろんな村全体のバランスのことも考えながら、物理的にも実現可能か、実施可能かどうかというふうなことも考えながら、これは、できる、そして、やれば、かねてからのテーマが解決されて村民にメリットがあるっていうふうなものについては、やりますし、その条件が合わなくて、中川村としては、きっと、そこまでは、いろんな不可能な部分もあるっていうようなことについては、タッチしないっていうふうなこともあります。ですので、そのこちらの、その遂行責任、その完成する、やり遂げるっていうところの責任というものがありますので、そこらにつきましては、遂行責任を負う側での判断というものをさせていただきたいというふうに思います。

議会の参加というふうな意味ではなくて、見えるようにというふうなことですけど、その前の通告の段階で、議会の皆さんも一緒に入ってというふうなニュアンスのこともありましたので、そのことについて申し上げますと、やっぱり、先ほどお話のあったとおり、議会の皆さん方は、予算案を審査して、承認するか、問題点を言うという、ご指摘いただくというのが議会の役割かなというふうに思いますので、そこで、最初の段階から、もし、議会の方も入っていただいた中で、じゃあ、その審査、承認は、どういうふうに、だれがするのかというふうなことも出てくるのかなというふうに思います。

それで、予算編成過程についての細かいところについては、本当に、もう、実務的な、いろんな具体的な中での検討があるかなと思いますので、もろもろ、いろんなバランス上とかで、何ていうのかな、本当に細かい具体的な中での判断というふうなことをやっておりますので、余りそこら辺までお出しするのは差し障りがある部分もあるかもしれないというふうに思います。

お話で、いろんな取り組みがほかの市町村であるというふうなお話でしたので、例えば、こんなふうに行っているところがあるよとか、あるいは、こんなやり方をすればいいのではないのかみたいなどころのご提案があって、それが、なるほどなというふうなことであれば、そんなことも考えていきたいと思いますが、今のところ、今、これまでやってきた、その密室でとおっしゃっていた、その隣の部屋ですけれども、あそこでやっている中ではですね、何ていうのかな、その過程をお見せしても、単に、その決められた線まで下げてくれればいいというような簡単な話でもないというところもあって、その現在の予算総額みたいなものを出すだけでは、余り意味がどうなのかなというふうなことも思うところでございます。

また、何かご提案をいただければと思います。

○7 番 (湯澤 賢一) もちろん、例えば、決められた人件費の問題であるとか、あるいは、いろんな、もう既に、これだけは、もう絶対、固定費的な部分だとか、そうしたこと、あるいは、もっと専門的な分野のこととかではなくて、もうちょっと住民に密着した部分での、だから、全部出せということでもなくて、例えば、小さい話では、どうしても、この、例えば自分たちのところへ、来年は、この部分を予算つけてねという、予算つけてねって議員に言われてもつけられるわけではないんですけども、何とかならないのかというふうなこと、そうしたことを、一応、係に伝えても、果たして、それが現実に概算要求として盛られて、結果的に切られて載ってこなかったのかとか、その辺がさっぱりわからないという部分もあります。

あるいは、また、結構、予算、市民がつくる行政予算とか、あるいは、そういうふうな部分の、結構、運動もあります。

また、もう少し勉強して、もうちょっとちゃんとした形で提案させていただきたいと思いますが、ぜひ、その方向も、また考えていただきたいと、このように思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長 これで湯澤賢一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を午後1時とします。

[午前11時43分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

5番 村田豊議員。

○5番 (村田 豊) 私は、2点について6月定例会でお聞きをしたいと思います。

提案型の内容が多いというふうに理解をいただければありがたいと思いますが、その前段で、多少、参考になるための内容もお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

1点目としては、美しい中川村、中川の、美しい村中川の人口対策の一環として、やはり、次の取り組みが必要ではないかというふうに感じます。

そこで、今、各地区でやっておりますけど、婚活イベントの開催を提案をしていきたいというふうに思います。

その前に、関連がありますので、村住対策について、最初、お聞きしたいと思いません。

1問目、2問目とも、出た私の質問内容、あるいは課長さんの皆さんが答えられた内容について、最後に村長のほうで、1問目、2問目のときに、まとめて考え方を述べていただければありがたいなあというふうに思います。

まず、1点目ですけれども、現在、村住が建ちました。また、24年度に、また9戸というような計画がされております。現状の中では、それぞれ、沖町、中組、中田島等も含めて、5戸が、まだ空いているという状態であるわけですけれども、この点について、どういった対策を考えておられるか、まず、1点目、お聞きをしたいと思いません。

○住民税務課長 現在の村営住宅の状況でありますけれども、村には、村営住宅、単身用も含めまして、全部で101戸あるわけでありまして。そのうち、現在、空きの状況でありますけれども、全体では、村営住宅101戸のうち8戸が空いております。

それから、公営住宅につきましては、57戸ありまして、現在3戸、空いております。しかし、公営住宅につきましては、今年度、改修工事を行いますので、その工事用のモデルルームといいますか、居住者が入居を、順繰りに入居をしていくのに使いますので、その公営住宅の空いている部分につきましては、11月、工事が終了する11月までは、そうした利用をするということでありまして。

村営住宅の8戸のうち、いわゆる世帯用については、6戸、現在、空いております。この空いている理由につきましては、きのうも申しましたけれども、昨年度、東日本大震災の関係で避難者用の住宅として確保していたという、そんなことも影響しているというふうに考えております。

入居につきましては、CATVであります文字放送、あるいは広報、ホームページ等で、随時、募集を行っておりますけれども、そのほかに、新聞折り込みでの募集も今年の3月に行いました。その結果は、新聞折り込みをした後に紹介が3件ありまして、そのうち1戸が入居をしたいという、そんな状況でありまして、そういうことで、現在、空き室がございますので、きのう、補正予算でもお願いしておきましたが、新聞折り込みを、また、早急に行って、募集のほうをやっていききたいというふうに考えております。

以上、現在の状況であります。

よろしく申し上げます。

○5番 (村田 豊) 特に、私、お聞きしたいのは、最近、建てました一番新しいところの部分が空いているわけですけれども、入居時の居住年数等の確認、チェックが甘いんじゃないかというふうに感じます。新しく建てたところが、既に、もう空いてきているということ等を感じますけど、その辺は、どんな入居、居住年数のチェックをされているのかお聞きをしたいと思いません。とり方が間違っていればですが、そうでなかったら、居住年数の確認をされて、新築されたようなところについては、いつてみれば、決定をしているかどうか。

○住民税務課長 ちょっと、ご質問の居住年数の確認という、ちょっと意味がよくわからないんですけども、サンライズ中田島につきましては、今年の3月から募集を始めたところでありまして、10戸でありますけれども、現在、8戸が入居しております。その8戸の内訳を見ますと、全部で8戸で、20人が入居しております。このうち村外からは17人ということで、入居者の85%、世帯全部含めてでありますけれども、85%が村外からの転入者ということでありまして、20代30代、それから子どもさん連れの、子どもは、そのうち5人ありますけれども、そういった若い世代の入居が多いということでありまして、転入先を見ますと、20人と、下伊那からが13人でありまして、っていうことでありまして、このうちUターン者、村出身の方、あるいは村で生まれた方は6世帯という、そんな状況であります。そうしたことから、中田島の住宅については、村の人口増に一定の役割を果たしている、というふうに考えております。

以上です。

○5番 (村田 豊) 私、そういうことを聞いているんじゃないかと、中田島の2戸は、別に空いているところですので、そうじゃなくて、沖町だとか中組等の空いているところについては、1回埋まって、そして空いたところがあるんじゃないかと思えます。1回埋まって空いたところ、例えば、2年で空いちゃったのか、3年で空いたのか、そういったことがあるとすれば、最初の決定をする段階で何年くらい住まれますかというきちとした確認がされて、中田島の場合は、まだ空いているままなんですけど、中田島の8戸についても、そういうような確認がされて居住決定がされているかどうか、そういうことをお聞きしたんですけど。

○住民税務課長 それぞれの住宅について、入居時に、「あなたは何年居住しますか？」みたいな、そういった意向は聞いておりませんし、今までもやってきておりません。

アルプスハイツ中組の状況を申しますと、若者住宅ということで募集をしまして、入居条件として、下の子どもが中学を卒業するまでというような、そんな条件があります。その中組で空いている状況を見ますと、村内に新しく住居を、自分でうちを建てられて退去をされた例、それから、もう1戸については、村外でありますけれども、新しくうちを建てたもんで退去をするという、そんな例がございます。

以上です。

○5番 (村田 豊) わかりました。例えば2年なり3年で村内にうちを建てると、ときという、今、言われたように、中学卒業までというような条件等がついていけば、やはり、それは、ある程度は守っていただくということを最初に確認をして居住決定をしないと、せっかく金額を投じて、いってみれば、一般のうちでしたら非常にロスを生じるふうになると思います。その点は配慮をいただきたいと思えます。

それから、先日、お聞きをしましたが、空室になっている場合、必ず費用はゼロで、きのうはゼロということをおっしゃったけれども、ゼロではないと思えます。私は、今までのものと今度の中田島の建設した物の積算内容の資料を提示をしていただきたいと思えます。この点については、例えば、今、空いているところについては、建設をして、いってみれば、一般でしたら償却費とるんですけど、行政の場合には、そう

というようなもの盛らないんですが、そうでなくても、直接、費用でかかっているわけですから、その辺の費用はどのくらいの金額になるかお聞きしたいと思います。

○住民税務課長 建設についての費用については、決算資料等でも報告してありますし、きのう、ご質問がありました維持管理、空き室に対する維持管理費についてでありますけれども、きのうはかかっていないというふうにお答えを申しましたけれども、きのう、担当に確認をいたしましたけれども、基本的には、退室時に、水道については止水を、閉栓をしまして、経費はかかりません。それから、電気についても、基本的にはとめまして、とめますので、費用はかからなくて、入居が決まりましたら、入居者が開栓と、それから、電気のほうは自分で手続をして通じるようにしてもらおうということが原則でありますけども、昨日、議会が終わって調べましたら、沖町のアルプスビュー沖町の1戸につきましては、315円、300円の消費税で315円、毎月、空き室については電気料がかかっているということで、これはどういうことかということを確認をしましたら、キュート用のボイラーというかについて、電気を入れておいたほうがいいということでありまして、通常、使っていない場合には、電気料が、その需要が全くない場合には、基本料金が半分になり、また、そのキュートボイラーについては、また軽減があつて、300円だけかかるという、そんなことでありまして、空き室については、そんなことで、基本的にはかからないわけでありまして、沖町については、特殊な例ということでありまして、315円、毎月かかっているという、そんなことであります。

○5番 (村田 豊) このことは、中電に聞けば内容を確認できると思えますので、電気料が何もかからないということに、ちょっと疑義を感じますけれど、もう一度、調べてみておいてもらえたらというふうに思います。

それから、住んでみたいと思うようなホームページの掲載の仕方があると思えます。

今回、私もホームページを開いてみて、全く前より悪くなった、見にくい、何回も、いってみればアクセスを繰り返さないと、前は一覧でぱっと見えましたけれども、見られない、リニューアルをした本当の意味があるのか、どうなのか、ちょっと疑義を感じます。ホームページの掲載の工夫をもっとしていただきたいと、例えば写真を入れるとか、そういった好感の持てるような、こう、ぱっと見たときに、すぐ一目で、1ページ目で、きのうも3番議員からありましたけれども、ある程度の概要を確認できるようなホームページの掲載をしていただくようお願いをしたいと、景色等も入れたもので、効果的な改善を進めてもらいたいと思えます。

それから、24年度の戸建て住宅の最終検討、決定は、いつされるかということですけど、先ほど来、今まで8人の皆さんから定住人口のことがありました。やはり、こういった村住等をつくってというような、下條等でもやられましたけれども、人口減の中で、ぼつぼつ住宅政策については頭打ち的な、こういった新たにつくって若者を呼寄せるといったことについては無理があると、人口減はとめられないというふうに感じますけれども、特に、24年度の計画について、9戸、これは、いつごろまでに決定されるのか、現状、こういうふうに残っている段階を見ている中では、減らさせるのか、どうなのか、その辺のことだけ端的にお答えいただきたいと思えます。

○建設水道課長 昨年の3月の折に、中田島の住宅1棟10戸と、それから、翌年度、23年度に1棟10戸と、24年度は9戸、戸建てを建てますよと、こういうことで全協でお話をさせていただきました。それに従って23年度に1棟10戸をつくったと、その入居の状況は、今、2つ空いているということではありますが、今年度の当初予算を見ていただきましたとおり、当初予算では9戸、戸建て9戸を、当初どおり予定をさせていただきます。これにつきましては、今年の3月の、ちょっと日は忘れましたが、3月の時点で、第1回目の24年度の建設の委員会の中で、一応、9戸で確認をしていただいております。その予定に従って、あす、また、委員会をお願いをするようにしてございますが、基本的には、幾つかのタイプをもって9戸の戸建てを建築をするという方向で議論をしていただく予定になってございます。

○5 番 (村田 豊) わかりました。3月の23日の説明の中の資料のまま、その現状の中で進むという理解でよろしいということですね。はい。わかりました。

それでは、ちょっと1問目の中で、②が空き家対策ということ②ということを書きましたが、村長にお聞きしたいんですが、各町村の県のインターネットの情報を見ますと、それぞれ積極的に空き家対策に対する組み込みがされております。アクセスをすると出てくるんですが、中川の場合には、具体的にどのような空き家に対する対策を今後とっていくのか、村長に、このことはお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 空き家等の活用につきましては、村では、定住促進対策として、平成7年度から、県の空き家等活用情報システムの構築に合わせまして、当初、当時の企画課が取り組みを開始しております。平成17年度からは、村の機構改革に合わせまして振興課の商工観光係へ所管を変えて実施してきているところであります。

今まで、先ほどの高橋議員の質問に対しましても答弁の中で17件という実績を、ちょっと申し上げたわけなんですけれども、そういった空き家の活用という方策の一つは実施しております。

ただ、この空き家ですけれども、今年度も1月に地区総代さんのほうへ活用できる空き家の調査をお願いしましたが、新たな物件はなく、現在、空き家情報としては、こちらで持っているのは2件のみという状況であります。

また、村では、平成20年度から空き家の改修等に要する経費に対して補助金を交付する空き家活用促進事業補助金交付制度、これを設けておりますけれども、21年度から23年度まで、それぞれ1件ずつ、計3件の利用があったということでもあります。

空き家があるようで、割合、貸してもらえないと、これにつきましては、空き家となってから、相当、年数が経過しちゃって、使えなくなっているものもございます。また、所有者が、現在、ほかに住んでおられますけれども、たまに帰ってきたときに使われる、あるいは、当時の生活のままの物が、そのまま残っているといった、そういったこともございまして、なかなか、空き家の希望は、問い合わせのほうは年に10数軒ございますけれども、なかなか物件がないというのが実情であります。

○5 番 (村田 豊) それでは、本題の婚活のことについてお聞きをしたいと思います。最新の資料、今年の24年5月1日の村で発表されました、こういった人口、年齢別・

男女別ピラミッドの資料が提示をされております。これを見たときに、生産年齢が65くらいから50%に、次期に下がるというようなこと、あるいはまた、年齢別に、大体10歳くらいで見ますと、10人~15人くらい下がってきていると、その若年の人員が、こういった状況を見る中で、どうも、未婚率や生涯未婚率の比率が上がってきているのではないかなあということを感じます。

そこで、質問の中に挙げてありますように、これ、ちょっと書き方は悪いんですが、実態を教えてもらいたいということでは、10年前と5年前では、どう変化していくかじゃなくて、変化をしてくれていますかということ、端的に数字で、どのくらいの比率か、数字でお答えをいただきたいと思います。

○保健福祉課長 未婚率について申し上げたいと思います。

まず、30歳~39歳の男性でありますけれども、国勢調査の年でありますので、平成12年が32.5%、平成17年が40.3%、平成22年が41.9%となっております。同じく女性でありますので、平成12年が13.4%、平成17年が20%、平成22年が23.4%であります。

40歳~49歳の男性でありますので、平成12年が8.7%、17年が10.5%、平成22年が21.2%、同じく女性ですが、平成12年が3.6%、平成17年が3.2%、平成22年が5.4%ということになります。

50歳以上の男性の未婚率は、平成12年が1.7%、17年が2.7%、22年が3.4%、同じく女性が平成12年が0.9%、17年が1.3%、22年が1.4%という状況であります。

○5 番 (村田 豊) 数字的に、今、説明をいただきました。以外に生涯未婚率は上がってきていないなあというふうに感じますが、今後どのように変化していくかということは、この人口ピラミッド表で、動態表で見れば、内容がつかめるかというふうに思います。

そこで、村長にお聞きしたいんですが、この、こういった年齢別、男女別の、こう、動態表を見た中で、やはり、私は、定住促進で住宅をつくって、あるいは空き家へ入ってもらおうということも大事ですけれども、感じるの、各集落に大体6人前後、男女合わせると未婚の人がいるんじゃないかというふうに思います。とすると、やはり、住宅をつくって入ってもらうよりは、そういった人たちに、年間20なら20組くらいの男女の成婚率を上げていくことも、集落も活性化をしますし、少子化の対策の一助にもなる、人口増の一助にもなるというふうに思いますけれども、すぐやるんじゃなくて、今、6月で提案したっていうのが、ある程度、検討しておいて、25年度に——25年度に婚活のイベントを取り組みをしてみたらどうですかという提案をさせてもらうわけですが、村長、この点、そんなふうにご考えているかお聞きしたいと思います。

○村 長 結婚に関する相談につきましては、ご存じのとおり社協で取り組んでいただいております。近隣の同じような活動に比べて大変熱心なお取り組みをいただいて、成果も近隣に比べて上げていただいているというふうに理解をしているところでございますが、婚活イベントというのを、まさに、そのストレートでやるっていうのは、何か、ちょっと気恥ずかしいというか、できればですね、そのスポーツ活動とか文化的な活

動とか、いろんな活発な、ボランティア活動でもいいんですけども、そのための、本
当にじゃなくてですね、何か一緒に、何か一つの取り組みをやっていく中で、自然に、
何か、そういう気持ち芽生えるというような形がいいのかなと思いますし、そうい
う意味でいけば、いろんな文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、社会活動み
たいなもの、いろんな支援みたいなことも、もっとしていく、盛んになるようなこ
とを考えていくのはいいことかなというふうな、そんな、お話を伺って感想を持ちま
した。

○5 番 (村田 豊) 村長、まさにいいことを言ってくれました。婚活イベントの内容、
リストアップとか内容等については、これから検討してもらえばいいと思いますので、
文化であれ、スポーツであれ、また、桜の時期に、ちょうど、何か美しい村の中での
一つのメイン的な売り込みがあるわけですので、そういうようなことを生かした中で、
ぜひ、25年度に組み込みをしていただけるように、具体的な計画を立てていただけれ
ばというふうに思います。

それでは、次の2問目についてお聞きをしたいと思います。

食育推進で美しい村、健康の村を目指したらということでも挙げました。

特に、私、一番感心したのは、それぞれ、職員の皆さんがつくられたライフステー
ジに応じた食育プランが、具体的に立てられております。それから、これは、非常に、
私、すばらしい資料じゃあないかなあというふうに感じました。それと同時に、各部
署における取組というようなことも、きめ細かに、それぞれの部署に対して、こんな
項目を柱にしながら取り組みをしたいというような、これらも、すばらしいライフス
テージ、ライフワークに応じた食育プラン、これはすばらしい内容だと思いますので、
やはり、これは、職員の皆さんの英知を結集された貴重な資料であるわけですが、
資料で終わらなくて、これは実践しておられますので、資料で終わっていること
を言っているわけじゃないんですけど、もう少し村民の目に触れて、実践活動を、よ
り充実をさせていただきたいなあというふうに感じます。そういう点では、特に、保
健センター等でも食育、栄養士等の食育を行った観点の中では、医療費削減ができた
という部分、あるいはまた、成人病等の比率が極端に上がらなくなっているというよ
うなこともお聞きしました。食育で医療費削減を目指す村というようなキャッチフレーズ
をどうかと思いますけれども、NHKの健康シンポジウムの中で、次代を担う子ども
たちに食生活をということで、聖路加国際病院の100歳現役の日野原さん、それから、
諏訪中央病院の鎌田先生、京都大学の野菜の権威者である津田先生、そして、もう1
つは、健康等に世界を飛び回られて、その調査をされた武蔵野女子大学の家森先生の
シンポジウムの内容を私も聞くことができました。この食育についての質問の中で、
そんな点の先生方の言っていることを引用させていただいて、中川のプラン実践
に、さらなる推進に生かしてもらえればありがたいなあというふうに思います。

1点目として、保健センターを中心とした非常に決め細かな計画が立てられており
ます。また、実践も伝えられております。そういう点では、生活習慣病が抑えられた
というようなことも言っておられるわけですが、私は、24年度の中で、ちょっ

と予算確認をした折にも、栄養士さんというものが、現段階でも必要なんだけど、栄
養士の常設ということも考えていく必要があるんじゃないか、また、担当の皆さんも、
そんなことも、必要だということも言っておられました、この点については、どの
ように、24年度は無理かと思えますけれども、含めて、今後、考えておられるかお聞
きしたいと思います。

○保健福祉課長 医療費の軽減につながる推進策ということで、保健センターでは重点的に高血圧予
防ですとか糖尿病予防に取り組んでいるわけでありまして、国保のレセプトから
わかることは、医療費全体に占める割合では、悪性新生物、がんであります、そ
れが19.1%、虚血性心疾患が15.6%、脳血管疾患が9.7%というようなことでありま
して、心臓病ですとか脳血管疾患のベースには、高血圧、それから糖尿病があるわけ
でありまして、また、高血糖の状態は癌の発生率も高くなるということをお聞か
せていただいております。

そういう中で、いろんな栄養士などが指導しているわけでありまして、現在、
常勤で臨時の栄養士が1名おまして、一般的な健診をした人への指導ですとか、そ
んなに緊急性のない人全般への指導等は行っているわけでありまして、

それから、糖尿病関係ですとか透析になりそうな人、それから、腎臓病などのハイ
リスクを持った人の2次検診の指導には、管理栄養士をお願いをして、そういった方
に、管理栄養士に指導していただいているということで、そういった面では、管理栄
養士というのは大事なことかなというふうに思っております。

○5 番 (村田 豊) ぜひ、そういう点では、充実した、さらなる対策が進められるよう
にお願いしたいと思います、ヤングママを対象にしたバンビーニでの食育の推進、
啓蒙ということは考えておられますでしょうか。

○保健福祉課長 この食育推進計画の中には、集いの広場バンビーニでは、食べ物カードや食育
カードを使っただけの支援ですとか、情報の提供とか、教室等の開催というようなこと
も載せてあるわけでありまして、今現在は、食育についての関連したものについては、
やっております。

○5 番 (村田 豊) ぜひ、その辺も、幅広い年代の推進ということをお願いをしたいと
思います。

諏訪の中央病院の鎌田先生は、特に長野県、37年たったそうなんですけれども、保健婦、
あるいはまた保健指導員等の連携の中で、長年かかって減塩や野菜摂取の啓蒙をした、
その効果が、やはり長野県が長寿県に躍り出たというようなこと、変化をしてきたん
だということを言っておられます。

特に最近では、どうも、また、昔に戻っている、若い人たちが野菜をとらないとい
うようなことで、長野県は、野菜や魚を食べる習慣をもう一度考え直す必要がある、大
切だとも言っておられます。

こういう点では、保健指導の皆さんの活動も載っているわけですが、保健指導員の
食育に対する協力ということを望めないかどうか。

○保健福祉課長 保健指導員につきましては、食育のほうには直接かかわってはいないかというふう

に思いますけれども、この後、出てくるかと思いますが、食生活改善推進委員がかかわっているという状況であります。

○5 番 (村田 豊) わかりました。

特に、武蔵野女子大学の家森先生は、世界 25 カ国、61 の地域を回られて、1 万 5,000 人ほどの健診をされたそうです。健康、長寿と食の秘訣ということでレポートをまとめられたということ、そのシンポジウムの中でも言うておられました。中でも、1 例として、ブラジルのベラルーシでは、非常に肉をたくさん食べるようです。けれど、脳疾患障害や心臓病が少ないということから調査をした中で、どんな食生活をしておられるかということですが、あそこは高地で、リンゴ、イタリア系の移民が多いそうですが、リンゴを、皮を乾燥をして、リンゴ茶、私、3月のときに質問の中にも、加工所でリンゴ茶をどうですかというような質問をしたんですが、そのもとは、ここにあったんですけれども、リンゴの皮を乾燥させてリンゴ茶を飲む、あるいはまた、非常に野菜の、肉をとる場合の野菜の摂取が多い、マグネシウムの摂取が多いといういい食生活、習慣があるという調査をされております。特に効能については、私が、今、ここで申し上げるまでのないというふうに思います、日本の中でも青森県、リンゴの一番生産量の多い青森県は、脳卒中や心臓病が少ないと、やはり、ポリフェノール、リンゴからとれるポリフェノールやカリウムの摂取が非常に多いから少ないんだということも言われておりますし、また、30年ほど前にヨーロッパへ視察に行ったんですが、イギリスでも1日1個のリンゴを食べれば医者には要りませんよということわざがあるくらいで、それだけリンゴ、野菜には非常に薬にない効能があるということですが、具体的に食の大切さと習慣性を育成する食育教育を小さなうちから、やはり、ある程度、継続していく必要があるというふうに思います。

そこで、保育園での実践活動は、项目的に6項目ほど計画の中では挙がっておりますけれども、幼児期から望ましい食習慣が芽生えるような食育の園児への啓蒙はどうとおられるか、あるいはまた、具体的には実践されておられますけれども、それが家庭とどうかかわってきて、どう進めておられるかということをお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 保育園の実践活動でありますけれども、この表には5項目、6項目ほど書いてありますが、まとめましたのは、食育として5つの力を身につけるような活動をしているということですので、その5つについて述べさせていただきたいというふうに思います。

1つ目は、食べ物の命を感じる力をつけさせるということで、園の畑で野菜をつくりたりするということがありますし、農村女性ネットの皆さんと麦踏みをして、その麦の成長を見ながら、最後には、保育園の給食のパンとなって子どもたちのエネルギーになることを学ぶということがあります。また、地域の皆さんに声をかけていただいて、しゅんの野菜ですとか果物の収穫の体験などをさせていただいております。

2つ目は、食べ物を選ぶ力ということで、給食で使用する食材は、できる限り地元産の物を搬入してもらうように業者に依頼をしておりますし、保護者会に協力をして

もらって、家庭で収穫した野菜を給食に使ったりとか、また、住民の皆さんから給食用の材料の無償提供などを受けているわけでありまして。

それから、3つ目には、食を楽しむ力を身につけるということで、農村女性ネットの皆さんともちつきをして、一緒におもちを味わうとか、園で収穫した野菜を持ち帰って、家庭でクッキングを行うといったようなこともしているわけでありまして。

4つ目には、料理ができる力ということで、しゅんの食材を使って子どもたちが料理、クッキング保育と呼んでいるようですけれども、をすることで、今、中川村ではどんな物がしゅんなのかを知るということもあるということでありまして、例えば、ヨモギ団子ですとか、夏野菜のカレー、恵方巻きとか、もちつきとか、いろんなことがあるわけでありまして、そういったものをするということでありまして。

5つ目は、自分の体を大事にできる力をつけるということで、野菜づくりをすることで労働の大変さを知って感謝の気持ちや食べ物を粗末にしない気持ちをはぐくむ、それから、園の畑が地域の皆さんの圃場の中にあるために、地域の皆さんの生活の様子ですとか働く姿を、常に接して、いろいろな教をいただいているということですので、こういった5つの力をつける食育をしているということでありまして。

○5 番 (村田 豊) 内容的にわかりました。

ただ、家庭との連携を、もう少し強めていっていただけるように活動をしていただければ、さらに深まるのではないかなあというふうに思います。

それで、学校教育の中でということで、それぞれ学校教育の中では、小学校、中学校の取り組みということで、5項目、大体5項目ずつくらい、中学は6項目ですか、挙がっております。

この中で、小学校、中学校含めて、絞って答えていただければというふうに思います。

特に、成長期の栄養摂取や生活習慣病予防のために、食生活で実践する力が身につく食育ということが望まれるわけですが、小学校が5つある中で、3番目の食べ物の働きだとか、あるいはまた、4番目に日常の食事にバランスのとれた食事の大切さを知る食育というようなことがあります、小学校の場合には、これについてどのような取り組みがされているか、中学につきましては、特に、食育プランが充足されているかどうかということで、6項目ありますが、4番目の成長期の体に必要な食事の大切さ、あるいはまた、特に生活習慣病予防のための食生活について、こういった取り組みがされているか、この小中学校、2点ずつお願いしたいと思います。

○教育長 まず、小学校の関係でありますけれども、東西小ともに、給食、保健指導の計画の中に食に関する指導というのがありまして、その年間計画というものができておりまして、それに基づいて行われております。

お尋ねの3番4番にかかわってでありますけれども、この食べ物の働き、小学校の場合には、3つの働きという形で、特に赤と黄色と緑の色分けでもって、それを示して、わかりやすく説明をしているということでありまして。ご存じのように、赤はタンパク質関係の肉、魚の関係、黄色は米やパン等の炭水化物、緑につきましては、先ほ

ども出ておりますが、野菜、果物の関係のビタミン、あるいは体を調整する、そういう働きのものでありますが、そういったものと、それから、4番目の日常につきましては、そのことを含めながら、毎日の、給食は学校でお昼をとるわけですけれども、朝晩の食事のあり方についても、その3食をバランスよくとることと、そして、その1つに偏っては大変体の成長にまずいことになる、そういったことを、学級指導、あるいは栄養教諭の学校への給食の時間への学校訪問、そういった機会を通しまして少しずつ指導をしております。

また、常に栄養教諭が回って歩くわけにはいきませんので、給食代理でもって、それにかかわる内容を、毎日というか、月に1回、さらには今日の献立についての説明のプリントの中に、そういった内容を毎日組み込んで、担任の先生、あるいは給食の係のほうが、それを読み上げて内容を理解するような、そういう取り組みを行っている、そういう中で、この2つのことについて学ぶこともそうですけれども、子どもたちにわかりやすく身につくように指導しているということでもあります。

中学校のほうの関係の成長期との関係と6番の生活習慣病関係につきましては、このプランの充足ということについては、その充足率がどうであるかっていう、そういった統計的な調査はしておりませんが、中学校においては、ランチルームで給食をとっておりますので、そのときに、毎日、給食係、給食委員のほうからの説明と一緒に、栄養教諭が常にいますので、そこで、きょうの献立、そして、どういうところからの食材等々、それで、体の栄養の面で、どういうところに、この、きょう食べている物が役立っているかということの説明をして、理解をしてもらっております。そういう中で、弁当の日の設立、あるいは、その実施等を通して、子どもたちが自分でもって栄養のバランスを考えて、どういうふうに食事をとっていくのがいいのかっていったことを実際に経験をしながら、そういう勉強をあれしております。そういう中で、子どもたちが、今まで自分で弁当とか食事っていうものにあまり関心がなかったけれども、関心が向いて、朝食とか、あるいは夕食に、親のお母さん等の手伝いをするとか、あるいは、中には、お母さんの弁当も自分のをつくるときと一緒につくってあげるとか、あるいは、そういう中で、朝食の重要性っていうものを理解して、99%近くまで朝食をとる率が上がったとか、そういったような成果等も見られてきております。

もちろん、ランチルームだけではなくて、学級指導の中でも、担任、あるいは栄養教諭等も一緒に行う、そういった食に関する指導の中でも、そういったものが身につけておりますし、また、生活習慣病につきましては、体育の保健の指導との関連で、体育の先生と一緒に、そのどういう栄養が中学校の成長期に、仮に、もし、欠落した場合には、こういったような病気になりがちだとかいったようなこと、あるいは、最近では、よく言われている若年性の成人病等もありますので、そういった内容についての指導もあわせて行っているところでもあります。

大体、そんなところが現状かと思えます。

以上です。

○5 番 (村田 豊) 私も、今、教育長の話がありましたように、茅野、やはり弁当の日をつくって親子で弁当をつくられているということ等が報道でも出ておりましたのでお聞きしたいと思います、中川でも具体的に取り組んでおられるという点では、非常にいいことだなあというふうに思います。

特に、先ほど、食生活改善推進協議会ですか、そういった話が、協議会があつてということで出ましたけれども、昨年度の3・11の原発の事故以来、いってみれば原子力汚染での身体に対する影響が報道をされております。このシンポジウムの中でも、鎌田先生や家森先生は、もう、鎌田先生は、松本の深沢市長ですか、と同じように、もう、何十回というようにベラルーシへ行って調査を、健康調査をされておられます。家森さんについても、そうですけれども、原発事故の体に対する、その後の影響、あるいはまた、通常の中で、原発で作物がつかれなくなったために野菜等の摂取ができない、抗酸化力の高い野菜が摂取できなくなったために、相乗的に、そういった被害が多くなっているということを強調されておりました。その比率は、原発がなければですが、30%くらい増えるけれども、抗酸化力の高い野菜を食べないための健康に対する害も同じくらいの比率であるんだということを言っておられます。

そういう点では、目の当たりに、ああいった原発事故を経験しましたので、長野県、野菜、魚をどうとるかというようなこと、あるいはまた、食生活推進協議会等の食育への活動を、いま一步進めてもらいたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○保健福祉課長 食生活改善推進協議会の取り組みでありますけれども、この協議会ができたのが平成4年ころからでありますけれども、20年を経過するわけであります。

昨年は、県知事から表彰を受けたということの団体であります。

会員数は16名でありますけれども、見ると、大分高齢化をしているかなっていうこともありますが、自分たちの健康を考えるとともに、家庭ですとか地域の健康増進につなげていくというようなことを目的に活動を行っております。

自主活動としては、健康講座っていうことで、自分たちの体を知って食事内容を学んだり、親子料理教室をしたり、春の料理講習会なども行っております。

あと、村とか社協への協力活動をしているわけでありまして、社協の配食サービス、それから、ハーフマラソンへの協力、ふれあい福祉広場とかさわやかウォークへの協力といったようなものがあるわけでありまして。

特別、食生活改善推進協議会、16名の会員でありますので、そんなに大きなことはできないわけでありまして、小学校の生徒さんたちを中心にした親子の料理教室ですとか、郷土の伝承されている料理をつくるかといったようなことで活動をしているわけでありまして、そんなような取り組みということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○5 番 (村田 豊) いずれにしても、若い世代の食生活の乱れを非常に先生方も心配をされております。食生活の改善のために、やはり、小さいころから、その知識を広めていく必要性ということを強調されております。

それから、先ほどからありましたように、若年生活習慣病というようなこと等がバ

ランスの崩れた食事摂取からあるということ等が言われておりますので、さらなる推進、食育の推進をお願いをしたいというふうに思います。

それから、農政活動の中で、食育をライフスタイルにどう生かしていくか、生産現場から取り組んでおりますけれど、項目の中では幾つかあります。6つほどありますけど、1番目の地産地消への取り組みを、親を通じながら子どもたちにどう啓蒙するかと、3点目の、次世代を担う子どもたちに生産過程や農業体験をどう通じて食育に関心を持ってもらうかという、この点について、2点お聞きをしたいと思います。

○振興課長

まず、安心・安全の農産物の取り組み、これが1つあるかと思いますが、消費者の食の安全・安心に対する関心というのは、近年、高まってきております。

農産物の生産者である農家も、できるだけ化学肥料や農薬の利用量を削減するとともに、農薬の適正な使用が求められております。

このような中、村といたしましては、生産者と消費者の安全・安心のために、更新攪乱剤、コンフューザー設置を推進する過授権農薬栽培補助事業、それから、不用農薬の回収を進め、誤った使用を防止する不用農薬回収事業、それから、土壌診断を行って過剰な化学肥料の追肥を防ぐ圃場診断事業、それから、廃プラスチックの回収を進め、野焼き防止や景観形成に対する農業用廃プラスチック回収事業、こういったことをやってきております。

それから、昨年3月11日に発生しました東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故による放射能の村の農産物等への汚染状況を調べる放射性物質検査を昨年度から実施しております、本年度も実施しているところであります。

それから、食の教育の推進ですけれども、先ほども保育園、学校等からもありましたけれども、農政のほうでも、こういったところと一緒に取り組みを進めてきております。

1点としましては、学校給食センターへ地産農産物を提供する取り組み、これがかなり本格化してきておりまして、学校給食においても、その日の献立の野菜類は100%中川村ってというような、中川村産ってようなことも出てきております。去年は、生産者と中学校生徒との昼食会、あるいは、県の支援をいただいて、東西両小学校において給食交流会を行ったり、地産地消懇談会を開催しまして、食育で地域の活力をと、こういった講演を行ったり意見交換会を行っております。

それから、保育園に関しましても、営農センターでは、保育園の野菜づくりに協力を行ったり、遊休農地を活用したジャガイモ、サツマイモの収穫体験を行ったりしてきております。

あと、食を生かした観光農業の取り組みにつきましては、平成23年に丸ごと農業公園構想の中でシメジ栽培工場の見学と収穫体験、これを行っておりますけれども、今後、農商工連携、異業種交流を進める中から掘り起こしが、新たなものができればというふうに思っております。

○5 番

(村田 豊) ありがとうございます。

幅広く、3、4でなくて、幅広くありがとうございます。

最後に村長に、食育の今後、どういうふうに進めていくか、村として、その考えを、十分でいいと思います。よろしくお願ひ、述べていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○村 長

やっぱり、中川村は、一番の売りは農作物、それをどんなふうにおいしく楽しく食べていただくかっていうふうなことはあると思ひますし、そのために、我々自身も、それをしっかりと味わうことが必要だというふうに思っておりますので、村の産業の基本はそこかと思ひますので、大事なことかなと思ひます。

○5 番

(村田 豊) ありがとうございます。

○議 長

これで村田豊議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦勞さまでした。

○事務局長

ご起立願ひます。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後2時00分 散会]